

第9期
余市町高齢者保健福祉計画
余市町介護保険事業計画

素案

令和5年12月
北海道 余市町

目次

第1章 計画の概要	5
1. 計画策定の趣旨.....	5
2. 計画の位置づけ.....	6
3. 計画の期間	6
4. 計画の策定体制.....	7
(1) 余市町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進懇談会	7
(2) アンケート調査の実施.....	7
(3) パブリックコメント手続きの実施	7
5. 計画の進行管理・評価	8
6. 日常生活圏域の設定	8
第2章 計画策定をめぐる国の動向.....	9
1. 第9期介護保険事業計画の基本指針（大臣告示）における見直しのポイント	9
(1) 介護サービス基盤の計画的な整備	9
(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組.....	10
(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上.....	11
第3章 町を取り巻く動向.....	12
1. 人口の状況	12
(1) 年齢3区分別人口の推移.....	12
(2) 高齢化率	13
(3) 前期高齢者数・後期高齢者数	13
2. 高齢者を含む世帯の状況	14
3. 高齢者の就労の状況.....	15
4. 要支援・要介護認定の状況	16
(1) 要支援・要介護認定者数.....	16
(2) 認定率	17
(3) 認知症高齢者の日常生活自立度の状況.....	18
5. 介護保険給付・介護費用額その他の状況.....	20
(1) 第1号被保険者1人あたり給付月額.....	20
(2) サービス系統別介護費用額.....	21
6. 介護保険事業の進捗状況	22
(1) 居宅サービス・地域密着型サービス.....	22
(2) 施設サービス.....	25
7. 民間・地域の活動.....	26
(1) 社会福祉法人 余市町社会福祉協議会.....	26
(2) 区会等の福祉活動	27

(3) ボランティア団体	28
8. アンケート調査結果の概要	30
(1) 調査の概要.....	30
(2) 健康と暮らしの調査	31
(3) 在宅介護実態調査	32
第4章 第8期計画の取組状況	34
基本目標1「地域包括ケアシステムを深化・推進する体制づくり」	34
(1) 相談支援体制の充実	34
(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	34
(3) 地域ケア会議の積極的活用.....	35
(4) 在宅医療・介護連携の推進.....	35
(5) 地域共生社会の実現に向けた取り組み.....	36
(6) 介護保険サービスの充実.....	36
基本目標2「介護予防と健康づくりの推進」	39
(1) 介護予防の推進.....	39
(2) 認知症施策の推進	42
(3) 高齢者の健康づくりの推進.....	44
(4) 高齢者の社会参加	46
基本目標3「生活支援体制の充実」	48
(1) 高齢者等除雪サービス事業.....	48
(2) 高齢者の見守り活動の推進.....	48
(3) 安心できる住まいの確保.....	48
(4) 生活支援の充実	49
(5) 権利擁護の推進.....	51
(6) 災害・交通安全・防犯体制の充実	52
(7) 感染症対策の推進	52
第5章 計画の基本的な考え方	53
1. 基礎数値の将来推計.....	53
(1) 40～64歳人口、65歳以上人口.....	53
(2) 要介護認定者数.....	54
2. 計画の基本コンセプト	55
3. 施策の体系	56
第6章 施策の展開	57
基本目標1「地域包括ケアシステムを深化・推進する体制づくり」	57
(1) 相談支援体制の充実	57
(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務.....	58
(3) 地域ケア会議の積極的活用.....	58

(4) 在宅医療・介護連携の推進.....	58
(5) 地域共生社会の実現に向けた取り組み.....	59
(6) 介護保険サービスの充実.....	59
基本目標 2 「介護予防と健康づくりの推進」	61
(1) 介護予防の推進.....	61
(2) 高齢者の健康づくりの推進.....	63
(3) 高齢者の社会参加	65
基本目標 3 「生活支援体制の充実」	66
(1) 高齢者等除雪サービス事業.....	66
(2) 高齢者の見守り活動の推進.....	66
(3) 安心できる住まいの確保.....	66
(4) 生活支援の充実.....	68
(5) 権利擁護の推進.....	70
(6) 災害・交通安全・防犯体制の充実	71
基本目標 4 「認知症施策の推進」	72
(1) 認知症の予防と認知症の人に関する理解の促進.....	72
(2) 相談体制の充実.....	73
(3) 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護.....	73
第 7 章 介護保険事業の見込み	74
1. 居宅サービスの見込量	74
(1) 介護予防	74
(2) 介護サービス.....	75
2. 地域密着型サービスの整備計画.....	76
3. 総給付費.....	77
(1) 介護予防給付費.....	77
(2) 介護給付費.....	78
第 8 章 介護保険料の設定	79

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

平成12（2000）年に介護保険制度がスタートしてから20年余りが経過し、本町における介護保険受給者数は1,100人を超えています（令和5（2023）年3月時点）。サービス提供事業者数も着実に増加するなど、高齢者の生活を支える制度として介護保険制度は定着、発展してきました。

この間、本町では、「いきいき、すこやか、ふれあいのまち・余市」を基本コンセプトとして、余市町高齢者保健福祉計画・余市町介護保険事業計画（以下、「計画」という。）を平成12年度に策定して以来、その後3年ごとに計画を策定してきました。

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度を計画期間とする、「第8期 余市町高齢者保健福祉計画・余市町介護保険事業計画」（以下、「第8期計画」という。）では、いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年を目前に控えるなか、計画期間における介護サービス見込量を示すとともに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能にするため、限りある社会資源を有効かつ効率的に活用しながら、必要な介護サービスの確保のみにとどまらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを推進してきました。

令和7（2025）年は前述のとおり“団塊の世代”が75歳以上の後期高齢者となる年であり、4人に1人が75歳以上という超高齢社会が到来し、医療・介護・福祉サービスへの需要が高まり、現役世代の負担が重くなっていくと見込まれます。

このたび、第8期計画の計画期間が終了を迎えることから、これまでの取組をさらに深化させるとともに、新たな課題に対応するため「第9期 余市町高齢者保健福祉計画・余市町介護保険事業計画」（以下、「第9期計画」という。）を策定することとします。

2. 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する「市町村老人福祉計画」に基づき策定するもので、介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に規定する「市町村介護保険事業計画」に基づき策定するものです。

本町では、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画が相互に連携することにより、総合的な高齢者保健福祉施策の展開が期待されることから、両計画を一体的に策定します。

老人福祉法

(市町村老人福祉計画)

第 20 条の 8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

介護保険法

(市町村介護保険事業計画)

第 117 条 市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間とします。

本計画期間中には、団塊の世代のすべての人が 75 歳以上の高齢者となることから、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の一層の深化を目指すとともに、いわゆる「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上の前期高齢者となる令和 22（2040）年を見据えた計画とします。

令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2027)	令和 11 年度 (2028)
第 8 期計画								
			第 9 期計画（本計画）					
						第 10 期計画		

4. 計画の策定体制

(1) 余市町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進懇談会

本計画の策定にあたっては、可能な限り町民からの意見を反映させることを目的として、町内の有識者及び被保険者代表等により構成される「余市町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進懇談会」を設置し、計画策定に関する意見交換・審議を行っています。

余市町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進懇談会設置要綱

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく余市町高齢者保健福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づく余市町介護保険事業計画の作成にあたって、広く町民各層の意見を計画に反映させるため、余市町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進懇談会（以下「推進懇談会」という。）を設置する。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定に向けて、その基礎資料とするために「健康とくらしの調査」及び「在宅介護実態調査」の2種類のアンケート調査を実施しています。

■調査の目的■

健康とくらしの調査	一般高齢者を対象に、日常生活圏域ごとに、地域の抱える課題の特定（地域診断）に資することなどを目的として実施
在宅介護実態調査	「家族等介護者の就労継続」や「要介護者の適切な在宅生活の継続」などについての、客観的な状態把握とその達成に向けた施策検討を行うことを目的として実施

(3) パブリックコメント手続きの実施

本計画の策定にあたっては、令和5（2023）年12月から令和6（2024）年1月（詳細未定）までの間、パブリックコメント手続きを実施し、町民意見を広く把握するとともに、可能な限り計画に反映できるよう努めます。

5. 計画の進行管理・評価

各年度における計画の達成状況を踏まえながら、目標数値が達成できるよう関係機関との連携を図り、その実施状況の把握と進行管理に努めます。

また、3年ごとに行われる計画見直しの機会を捉えて、それまでの取り組みを評価するとともに、関係機関等に対して必要な指導・助言等を行います。

6. 日常生活圏域の設定

介護保険法では、「市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して『日常生活圏域』を定める」ものとされています。

本町においては、地域包括ケアシステムの構築に向け、医療、介護、介護予防、住まい及び見守り・配食等の多様な生活支援サービスをきめ細かく提供するため、町役場を起点として、西部地域と東部地域の2つの日常生活圏域を設定します。

■日常生活圏域の設定■



第2章 計画策定をめぐる国の動向

1. 第9期介護保険事業計画の基本指針（大臣告示）における見直しのポイント

国は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第3条第1項に規定する総合確保方針に即して、基本指針を定めています。

令和5（2023）年2月27日に厚生労働省で開催された第106回社会保障審議会介護保険部会において、第9期介護保険事業計画の基本指針（大臣告示）が示され、次の点が見直しのポイントとされています。

（1）介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- 中長期的なサービス需要の見込みについてサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

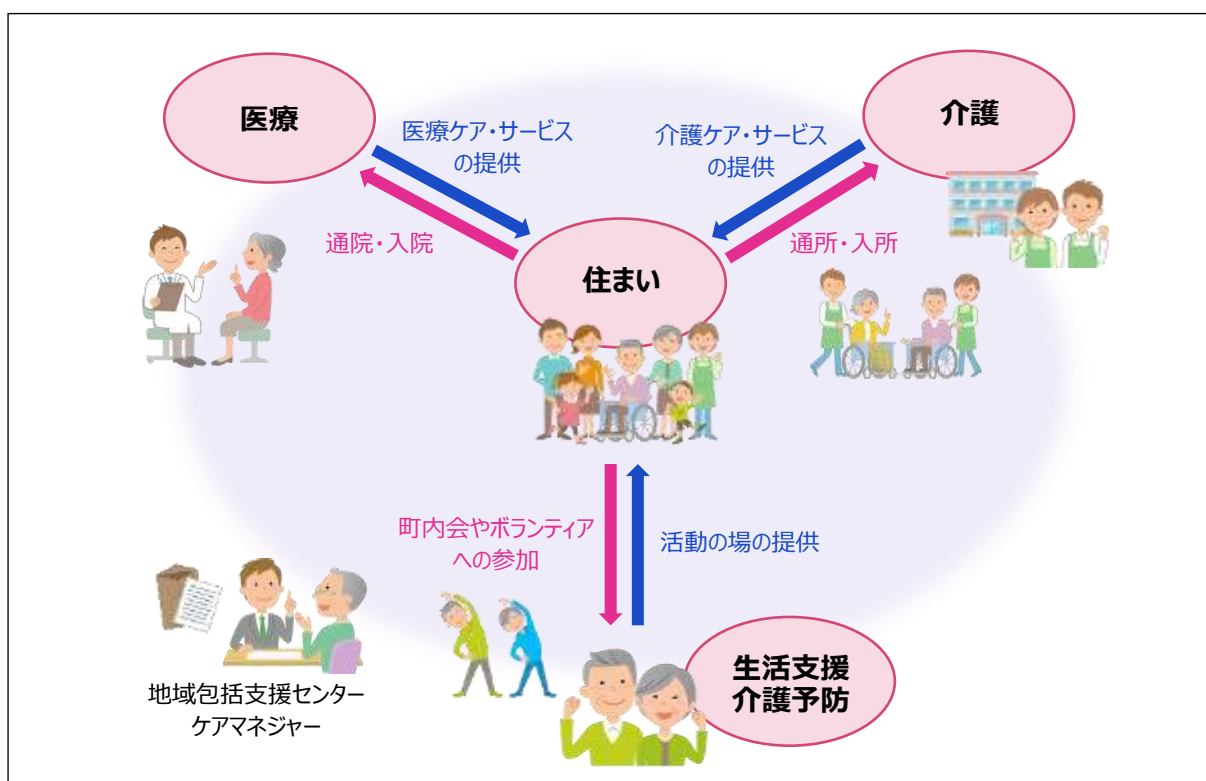
- 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体として観念することが重要
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- 多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実化を推進

② 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備

③ 保険者機能の強化

- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

■地域包括ケアシステムのイメージ■



(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数は、令和7(2025)年度には243万人、令和22(2040)年には280万人と推計されてきており、介護人材の確保が急務となっています。国では、以下の取組を進めることで、介護人材の総合的な確保を目指しています。

取組概要	具体的な方法
参入促進	人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進を図る。
労働環境・処遇改善	本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスを構築する。 いったん介護の仕事についての者の定着促進を図る。
資質向上	専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す。 限られた人材を有効活用するため、機能分化を進める。

また、国は介護現場の生産性向上の一環として、まずは様式の簡略化や文書への押印等のルールの見直し、届け出の頻度等の見直しなどの「簡素化」、様式例の整備等の「標準化」、更に電子申請やデータの共有化、文書保管の電子化などの「ICTの活用」を段階的に進めています。

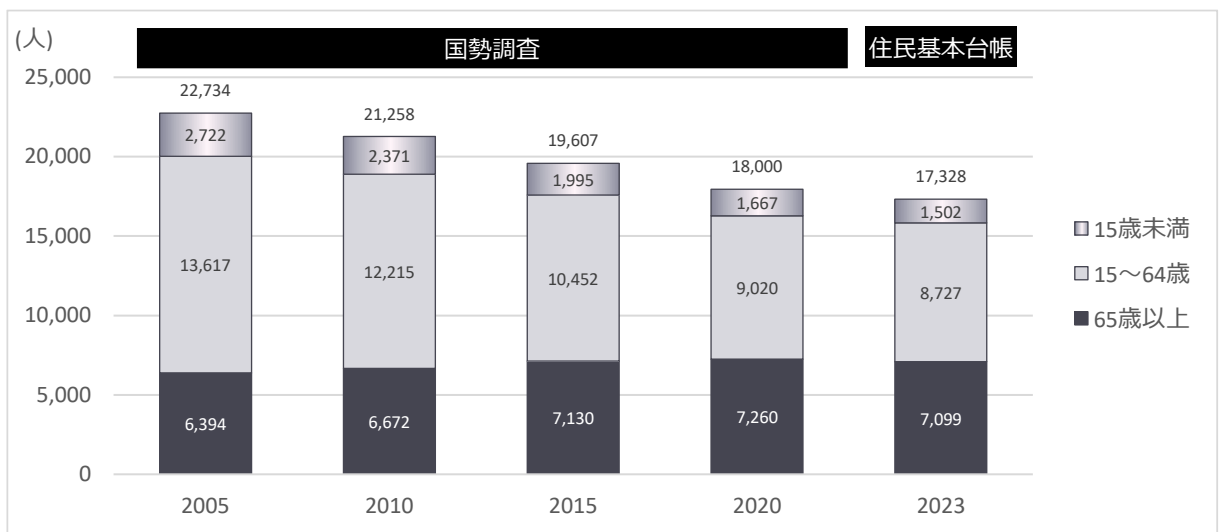
第3章 町を取り巻く動向

1. 人口の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移

本町の人口を年齢3区分別にみると、総人口は、減少傾向で推移しており、15歳未満の年少人口や、15～64歳の生産年齢人口が減少していることがわかります。一方、65歳以上の高齢者人口は増加傾向で推移しています。

■年齢3区分別人口の推移■



	単位	2005	2010	2015	2020	2023
人口	人	22,734	21,258	19,607	18,000	17,328
15歳未満	人	2,722	2,371	1,995	1,667	1,502
15歳～40歳未満	人	5,728	4,858	3,997	3,405	3,211
40歳～65歳未満	人	7,889	7,357	6,455	5,615	5,516
65歳～75歳未満	人	3,366	3,171	3,339	3,430	3,155
75歳以上	人	3,028	3,501	3,791	3,830	3,944
生産年齢人口	人	13,617	12,215	10,452	9,020	8,727
高齢者人口	人	6,394	6,672	7,130	7,260	7,099
生産年齢人口割合	%	59.9	57.5	53.3	50.1	50.4
高齢化率	%	28.1	31.4	36.4	40.3	41.0

資料：2020年までは国勢調査による実績。

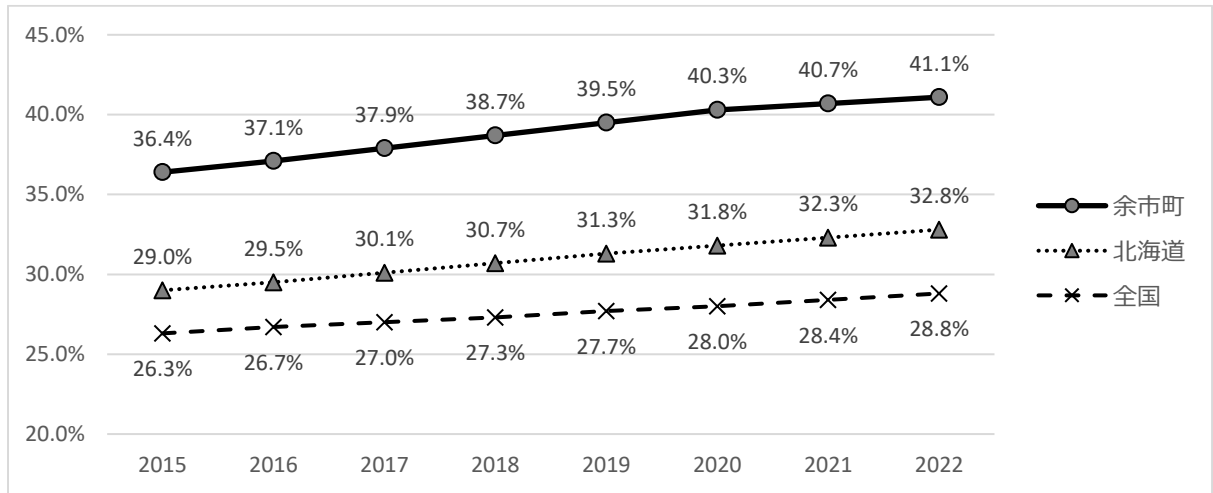
2023年は住民基本台帳による令和5（2023）年9月1日時点の実績。

(2) 高齢化率

総人口に占める 65 歳以上人口の割合を示す高齢化率は、上昇を続けています。

北海道、全国の水準と比較して、本町の高齢化率は高い水準となっており、高齢化の進行状況は顕著です。

■ 高齢化率の推移 ■



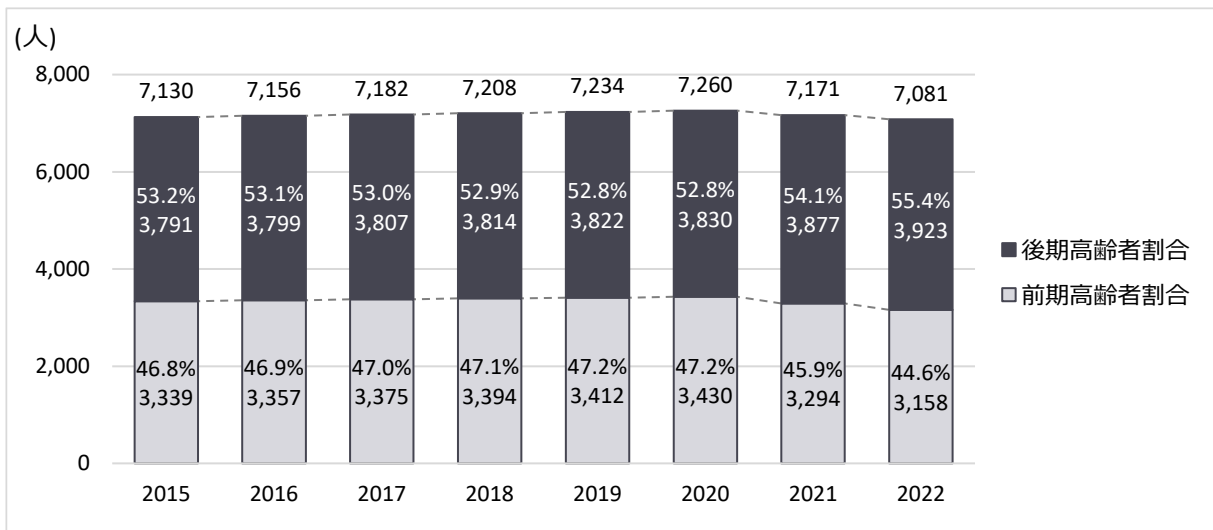
資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

(3) 前期高齢者数・後期高齢者数

本町の 65 歳以上の高齢者総数は、令和 2（2020）年まで増加していましたが、その後減少に転じています。

一方、75 歳以上の高齢者数は一貫して増加を続けています。

■ 前期高齢者数・後期高齢者数の推移 ■



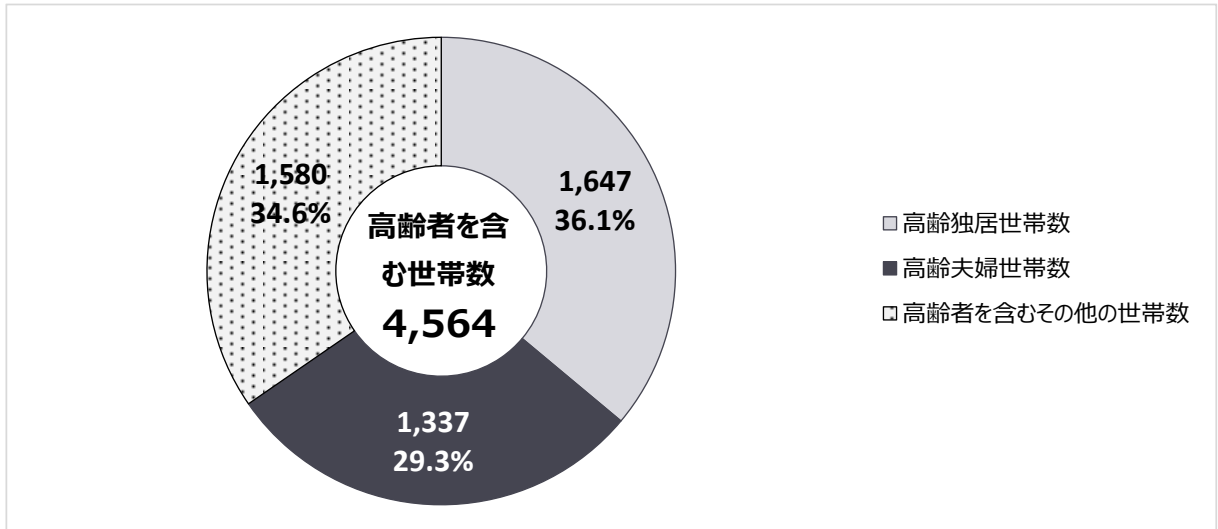
資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

2. 高齢者を含む世帯の状況

高齢者を含む世帯のうち、高齢独居世帯及び高齢夫婦世帯の数は年々増加しており、令和2（2020）年時点で、高齢者を含む世帯全体の65.4%を占めています。

■ 高齢者を含む世帯の内訳（令和2（2020）年） ■

単位：世帯



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム（令和2（2020）年10月1日現在）

	総世帯数	(内訳)			
		高齢者を含む世帯数	高齢独居世帯数	高齢夫婦世帯数	高齢者を含むその他の世帯数
2015年	8,658	4,529	1,499	1,283	1,747
2016年	8,573	4,536	1,529	1,294	1,713
2017年	8,489	4,543	1,558	1,305	1,680
2018年	8,404	4,550	1,588	1,315	1,647
2019年	8,320	4,557	1,617	1,326	1,614
2020年	8,235	4,564	1,647	1,337	1,580

資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム（令和2（2020）年10月1日現在）

3. 高齢者の就労の状況

本町の高齢者の労働力人口をみると、令和2（2020）年時点で就業者数（仕事をした人の数）は1,824人、全高齢者に占める割合は25.1%となっており、高齢者のうち、およそ4人に1人が何らかの就労を行っていたことがわかります。

また、本町の高齢者に占める就業者の割合は、北海道や国の水準を上回っています。

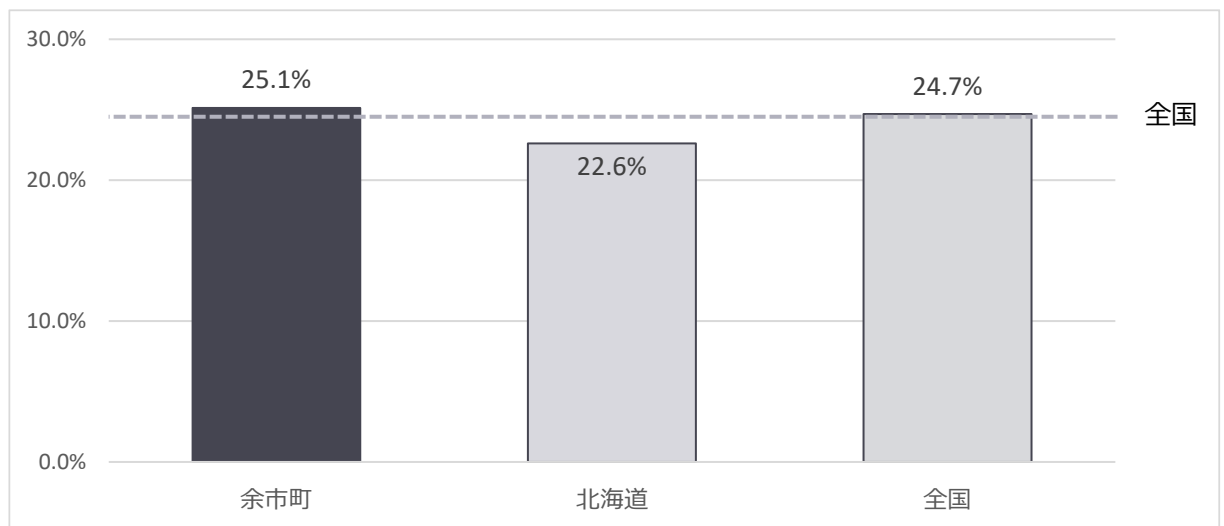
■高齢者の就労状況■

	余市町	北海道	全国
高齢者人口 (A)+(B)+(C)	7,260	1,664,023	35,335,805
労働力人口 (A)=(a)+(b)	1,904	389,276	8,997,075
就業者 (a)=(i)+(ii)+(iii)+(iv)	1,824	376,153	8,724,474
主に仕事 (i)	1,381	277,836	6,083,313
家事のほか仕事 (ii)	396	79,291	2,169,308
通学のかたわら仕事 (iii)	—	96	2,612
休業者 (iv)	47	18,930	469,241
完全失業者 (b)	80	13,123	272,601
非労働力人口 (B)	5,204	1,147,495	23,714,092
不詳 (C)	152	127,252	2,624,638
高齢者人口に占める就業者(a)の割合	25.1%	22.6%	24.7%

資料：総務省「国勢調査」令和2（2020）年

※ 「休業者」とは、「仕事を休んでいた者」をいう。「完全失業者」とは、仕事を探していた者をいう。

■高齢者に占める就業者の割合の比較■



資料：総務省「国勢調査」令和2（2020）年

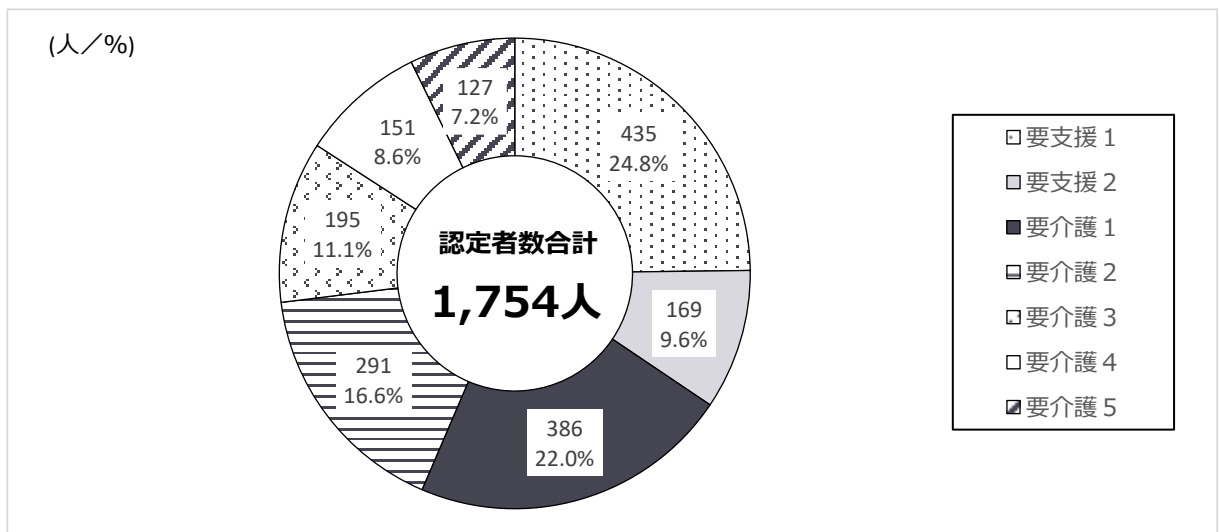
4. 要支援・要介護認定の状況

(1) 要支援・要介護認定者数

本町の要支援・要介護認定者数は、令和5（2023）年3月末時点で1,754人となっています。要介護度別にその内訳を見てみると、要支援1～要支援2の認定者が604人となっており、34.4%となっています。

また、要支援・要介護認定者数の推移をみると、本町の第1号被保険者数は令和元（2020）年度まで増加傾向で推移し、令和2（2021）年度以降は減少に転じている一方、要介護認定者数は増加傾向で推移し、令和4（2022）年度に減少しています。

■要介護度別認定者数の割合■



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム 「介護保険事業状況報告」令和（2023）5年5月月報
 ※ 小数点第二位以下の端数処理の影響で、各世帯割合の合計が100.0%とならない場合がある。

■要支援・要介護度別認定者数の推移■

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
要支援1	425	418	440	444	446
要支援2	138	156	154	163	172
要介護1	378	372	373	390	390
要介護2	332	336	309	295	288
要介護3	199	198	214	219	195
要介護4	158	172	168	148	160
要介護5	125	127	137	137	123
合計	1,755	1,779	1,795	1,796	1,774
第1号被保険者数	7,345	7,361	7,368	7,262	7,163

資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

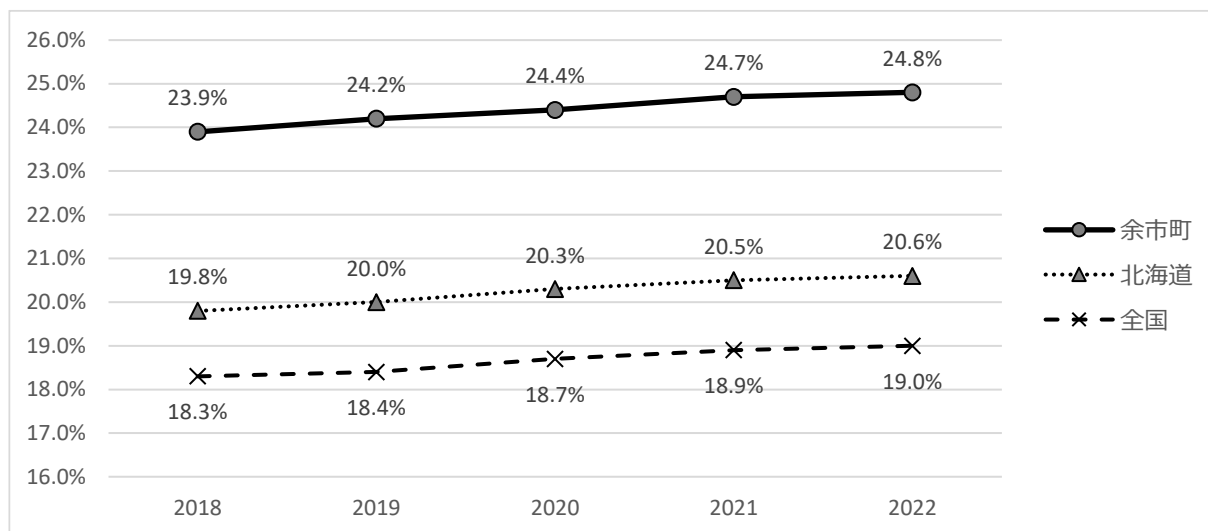
※ 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（2021～2022年度は「介護保険事業状況報告」月報）

(2) 認定率

第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者総数の割合を示す合計認定率は、増加傾向が続いており、北海道、全国の水準を上回っています。

近隣保険者や道内の類似団体と比較しても、本町の認定率は高い水準となっており、特に、要支援1の認定率が高くなっていることがわかります。

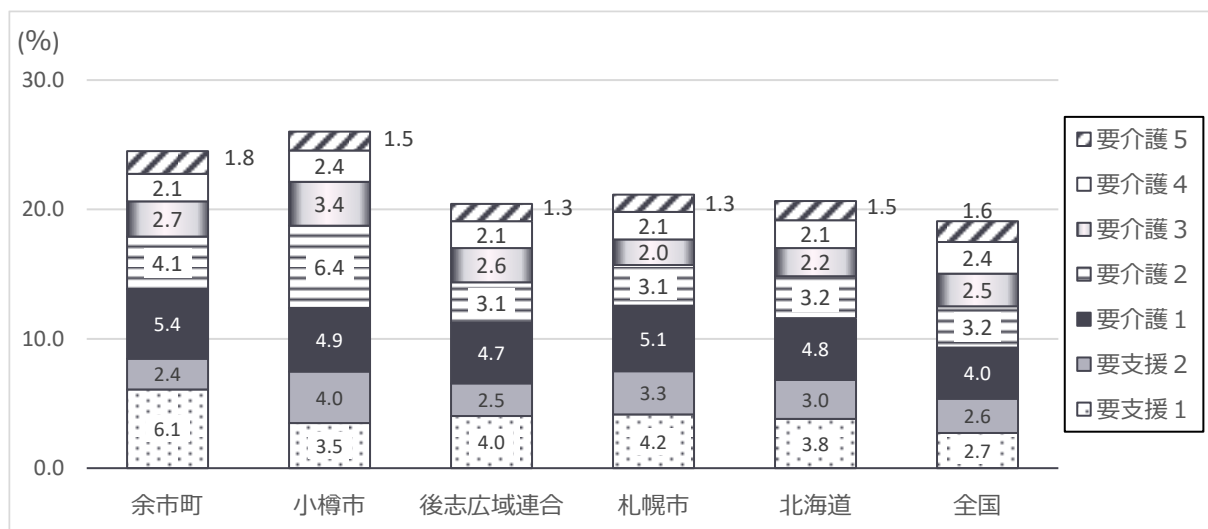
■ 合計認定率の推移 ■



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

※ 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（2021～2022年は「介護保険事業状況報告」月報）

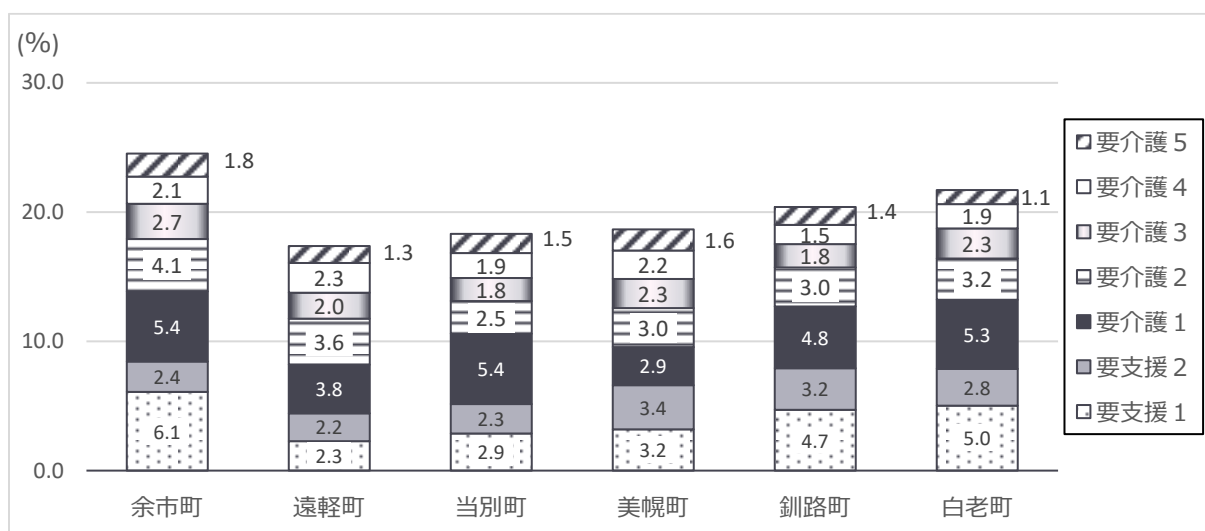
■ 要介護度別認定率の比較（全国・北海道・近隣保険者との比較） ■



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

※ 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報 令和5（2023）年5月分

■要介護度別認定率の比較（道内類似団体との比較）■



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

※ 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報 令和5（2023）年5月分

（3）認知症高齢者の日常生活自立度の状況

本町における日常生活自立度判定を受けた方の日常生活自立度ごとの判定割合の推移をみると、「自立」および日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立しているとされる「Ⅰ」判定が、平成30年10月時点と比べて増加しています。

一方、「Ⅱa」及び「Ⅱb」判定の割合が平成30年10月時点と比べて減少し、「Ⅲa」～「Ⅳ」判定の割合が増加しています。

■日常生活自立度ごとの判定割合■

単位：%

	平成30年 10月末	令和元年 10月末	令和2年 10月末	令和3年 10月末	令和4年 10月末	平成30年 10月末比
自立	19.1	18.6	19.7	18.9	20.0	+0.9pt ↑
Ⅰ	23.9	24.9	23.9	24.7	24.6	+0.7pt ↑
Ⅱa	12.0	11.5	11.9	11.9	11.6	-0.4pt ↓
Ⅱb	21.6	21.5	20.0	19.6	19.4	-2.2pt ↓
Ⅲa	14.3	14.4	14.8	15.0	14.9	+0.6pt ↑
Ⅲb	3.1	3.7	3.6	3.7	3.5	+0.4pt ↑
Ⅳ	5.2	4.6	4.9	5.4	5.6	+0.4pt ↑
M	0.7	0.8	1.1	0.8	0.4	-0.3pt ↓

資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

厚生労働省 「介護保険総合データベース」（令和5（2023）年3月10日時点データにて集計）

■（参考）「認知症高齢者自立度」の判断基準と症状■

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、ひとり歩き、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

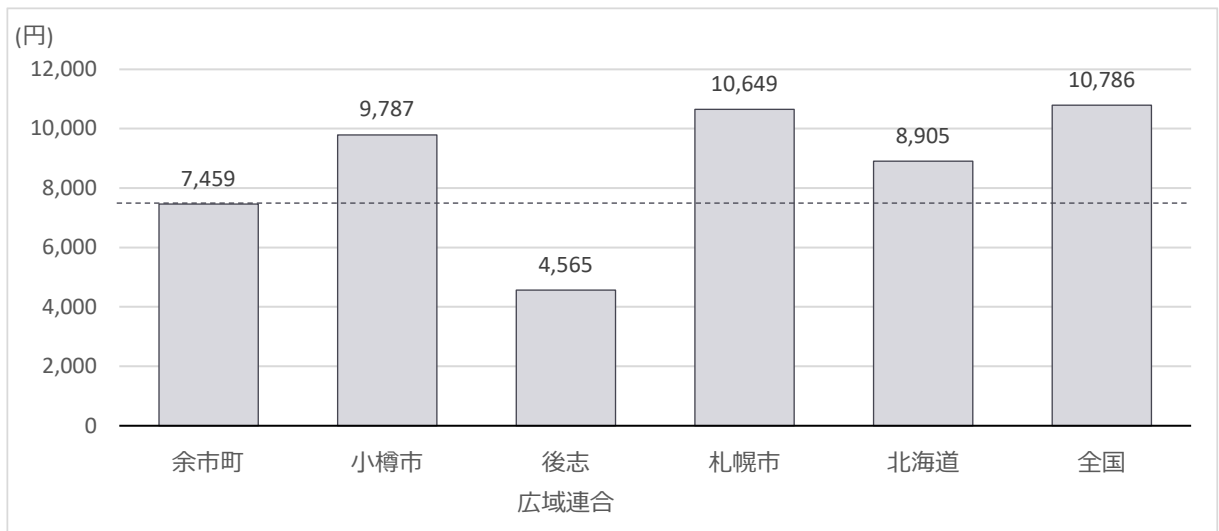
資料：「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について（平成18年4月3日老発第0403003号）
厚生省老人保健福祉局長通知

5. 介護保険給付・介護費用額その他の状況

(1) 第1号被保険者1人あたり給付月額

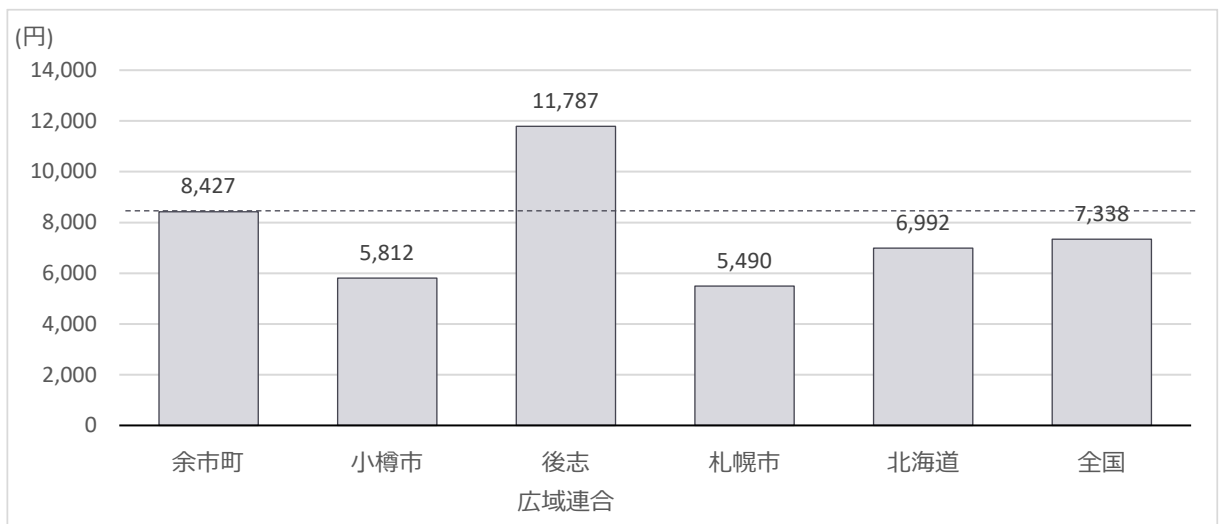
本町の第1号被保険者1人あたりの介護保険給付月額をサービス系統別にみると、在宅サービスでは北海道、国の水準を下回っていますが、施設サービス及び居住系サービスにおいては、北海道、全国の水準を上回っています。

■第1号被保険者1人あたり給付月額（在宅サービス）■



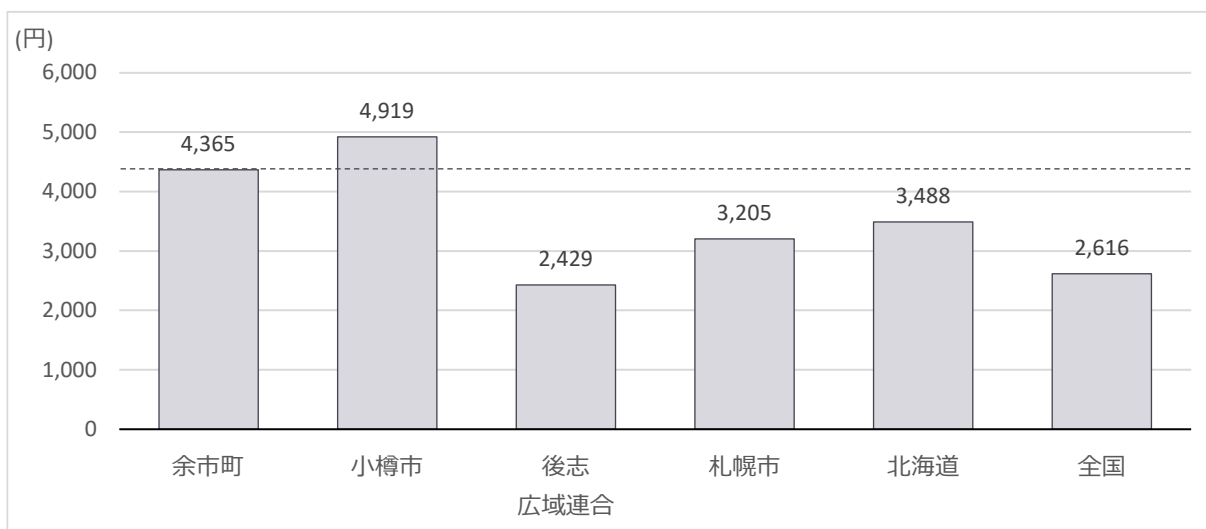
資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム（令和2（2020）年）

■第1号被保険者1人あたり給付月額（施設サービス）■



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム（令和2（2020）年）

■第1号被保険者1人あたり給付月額（居住系サービス）■



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム（令和2（2020）年）

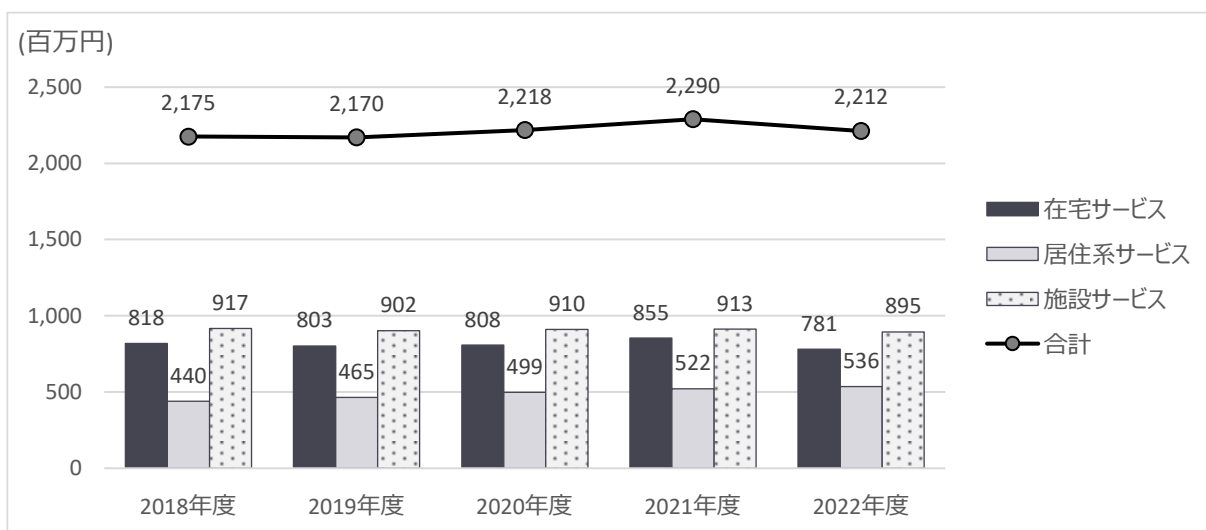
（2）サービス系統別介護費用額

本町の介護費用額の推移を見てみると、在宅サービス及び施設サービス費用額は、令和元（2019）年度以降、増減を繰り返しながら減少傾向で推移しています。

一方、居住系サービス費用額は増加傾向にあります。

介護費用額全体としては、横ばいからやや増加傾向で推移しています。令和4年（2022）年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、若干減少していますが、令和5年（2023）年度は、徐々にコロナ禍以前の状態に戻るものと思われます。

■介護費用額（サービス系列別）の推移■



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

平成26（2018）年度から令和2（2020）年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和3（2021）年度は「介護保険事業状況報告（月報）」の12か月累計、令和4（2022）年度は直近月までの「介護保険事業状況報告（月報）」の累計（※補足給付は費用額に含まれていない）

6. 介護保険事業の進捗状況

(1) 居宅サービス・地域密着型サービス

① 介護給付

		令和3(2021)年度			令和4(2022)年度			令和5(2023)年度		
		計画値	実績値	実績/計画	計画値	実績値	実績/計画	計画値	見込値	見込/計画
(1) 居宅介護サービス										
① 訪問介護	給付費	105,174	85,627	81.4%	105,428	77,356	73.4%	106,747	74,466	69.8%
	利用者数	3,912	3,522	90.0%	3,924	3,504	89.3%	3,960	3,194	80.6%
② 訪問入浴介護	給付費	2,573	1,467	57.0%	2,575	1,729	67.1%	2,575	1,300	50.5%
	利用者数	72	40	55.6%	72	46	63.9%	72	33	45.2%
③ 訪問看護	給付費	38,933	39,519	101.5%	39,489	34,560	87.5%	41,033	25,877	63.1%
	利用者数	1,212	1,294	106.8%	1,224	1,120	91.5%	1,272	914	71.8%
④ 訪問リハビリテーション	給付費	10,918	8,236	75.4%	11,270	8,637	76.6%	11,526	14,316	124.2%
	利用者数	288	299	103.8%	300	313	104.3%	312	430	137.9%
⑤ 居宅療養管理指導	給付費	5,039	5,831	115.7%	5,041	6,962	138.1%	5,041	7,548	149.7%
	利用者数	480	787	164.0%	480	930	193.8%	480	993	206.8%
⑥ 通所介護	給付費	120,875	123,943	102.5%	122,553	119,647	97.6%	123,553	133,345	107.9%
	利用者数	2,856	2,730	95.6%	2,892	2,612	90.3%	2,916	2,717	93.2%
⑦ 通所リハビリテーション	給付費	64,462	63,237	98.1%	65,332	57,552	88.1%	66,367	67,584	101.8%
	利用者数	1,044	1,012	96.9%	1,056	1,056	100.0%	1,068	1,178	110.3%
⑧ 短期入所生活介護	給付費	53,095	51,468	96.9%	53,125	56,865	107.0%	53,125	58,752	110.6%
	利用者数	456	428	93.9%	456	446	97.8%	456	465	101.9%
⑨ 短期入所療養介護(老健)	給付費	5,220	7,990	153.1%	5,223	2,403	46.0%	5,223	5,294	101.4%
	利用者数	96	69	71.9%	96	25	26.0%	96	81	83.9%
⑩ 短期入所療養介護(病院等)	給付費	33,688	42,547	126.3%	33,707	25,021	74.2%	33,707	23,377	69.4%
	利用者数	156	177	113.5%	156	104	66.7%	156	108	69.2%
⑪ 短期入所療養介護(介護医療院)	給付費	4,583	2,862	62.4%	4,586	0	0.0%	4,586	0	0.0%
	利用者数	24	10	41.7%	24	0	0.0%	24	0	0.0%

		令和3(2021)年度			令和4(2022)年度			令和5(2023)年度			
		計画値	実績値	実績/計画	計画値	実績値	実績/計画	計画値	見込値	見込/計画	
⑫	特定施設入居者生活介護	給付費	143,945	139,425	96.9%	144,025	148,671	103.2%	144,025	141,413	98.2%
		利用者数	756	758	100.3%	756	786	104.0%	756	720	95.2%
⑬	福祉用具貸与	給付費	43,688	41,119	94.1%	43,984	41,325	94.0%	44,921	40,729	90.7%
		利用者数	4,020	4,014	99.9%	4,044	4,041	99.9%	4,116	4,126	100.2%
⑭	福祉用具購入	給付費	3,516	3,064	87.1%	3,516	2,681	76.3%	3,516	2,993	85.1%
		利用者数	96	86	89.6%	96	77	80.2%	96	81	83.9%
⑮	住宅改修	給付費	5,859	6,467	110.4%	5,859	5,455	93.1%	5,859	6,492	110.8%
		利用者数	120	96	80.0%	120	84	70.0%	120	98	81.4%
(2) 居宅介護支援											
①	居宅介護支援	給付費	105,390	103,211	97.9%	106,025	101,854	96.1%	107,303	100,394	93.6%
		利用者数	7,164	7,070	98.7%	7,200	6,851	95.2%	7,284	6,746	92.6%
(3) 地域密着型サービス											
①	認知症対応型通所介護	給付費	1,882	3,098	164.6%	1,883	1,700	90.3%	1,883	923	49.0%
		利用者数	60	75	125.0%	60	39	65.0%	60	36	60.0%
②	認知症対応型共同生活介護	給付費	322,572	324,654	100.6%	329,128	327,794	99.6%	332,189	334,182	100.6%
		利用者数	1,236	1,265	102.3%	1,260	1,266	100.5%	1,272	1,262	99.2%
③	小規模多機能型居宅介護	給付費	37,733	38,226	101.3%	37,754	31,087	82.3%	37,754	33,195	87.9%
		利用者数	228	240	105.3%	228	213	93.4%	228	233	102.3%
④	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	15,387	16,833	109.4%	15,396	16,084	104.5%	15,396	11,967	77.7%
		利用者数	132	105	79.5%	132	87	65.9%	132	62	46.8%
⑤	地域密着型通所介護	給付費	94,583	88,816	93.9%	95,297	76,668	80.5%	97,808	53,872	55.1%
		利用者数	1,392	1,353	97.2%	1,404	1,238	88.2%	1,440	926	64.3%
⑥	看護小規模多機能型居宅介護	給付費	0	4,587	皆増	0	3,978	皆増	0	4,331	皆増
		利用者数	0	12	皆増	0	12	皆増	0	12	皆増

② 介護予防給付

		令和3(2021)年度			令和4(2022)年度			令和5(2023)年度			
		計画値	実績値	実績/計画	計画値	実績値	実績/計画	計画値	見込値	見込/計画	
(1) 介護予防サービス											
①	介護予防訪問看護	給付費	3,237	1,741	53.8%	3,238	1,731	53.5%	3,238	1,150	35.5%
		利用者数	120	77	64.2%	120	83	69.2%	120	58	48.6%
②	介護予防訪問リハビリテーション	給付費	629	1,110	176.5%	630	532	84.4%	630	3,360	533.3%
		利用者数	24	31	129.2%	24	21	87.5%	24	111	464.3%
③	介護予防居宅療養管理指導	給付費	205	432	210.7%	205	916	446.8%	205	594	289.8%
		利用者数	36	50	138.9%	36	85	236.1%	36	50	138.1%
④	介護予防通所リハビリテーション	給付費	13,256	10,432	78.7%	13,264	8,306	62.6%	13,264	8,958	67.5%
		利用者数	348	325	93.4%	348	275	79.0%	348	293	84.2%
⑤	介護予防短期入所生活介護	給付費	105	6	5.7%	105	127	121.0%	105	170	161.9%
		利用者数	24	1	4.2%	24	3	12.5%	24	6	25.0%
⑥	介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費	0	43	皆増	0	0	-	0	0	-
		利用者数	0	1	皆増	0	0	-	0	0	-
⑦	介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費	0	0	-	0	0	-	0	0	-
		利用者数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
⑧	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費	0	0	-	0	0	-	0	0	-
		利用者数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
⑨	介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	3,855	3,899	101.1%	3,857	3,970	102.9%	3,857	6,256	162.2%
		利用者数	60	55	91.7%	60	54	90.0%	60	84	140.0%
⑩	介護予防福祉用具貸与	給付費	5,211	5,617	107.8%	5,211	6,079	116.7%	5,321	6,462	121.4%
		利用者数	1,140	1,223	107.3%	1,140	1,372	120.4%	1,164	1,402	120.5%
⑪	介護予防福祉用具購入	給付費	1,114	809	72.6%	1,114	1,101	98.8%	1,114	946	84.9%
		利用者数	36	32	88.9%	36	40	111.1%	36	33	90.5%
⑫	介護予防住宅改修	給付費	3,700	5,008	135.4%	3,700	5,168	139.7%	3,700	3,942	106.5%
		利用者数	48	62	95.0%	48	65	135.4%	48	72	150.0%

		令和3(2021)年度			令和4(2022)年度			令和5(2023)年度		
		計画値	実績値	実績/計画	計画値	実績値	実績/計画	計画値	見込値	見込/計画
(2) 介護予防支援										
① 介護予防支援	給付費	6,569	6,709	102.1%	6,573	7,131	108.5%	6,626	7,483	112.9%
	利用者数	1,488	1,509	101.4%	1,488	1,598	107.4%	1,500	1,677	111.8%
(3) 介護予防地域密着型サービス										
① 介護予防認知症対応型通所介護	給付費	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	利用者数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
② 介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	利用者数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
③ 介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	4,076	3,875	95.1%	4,078	5,072	124.4%	4,078	4,030	98.8%
	利用者数	72	57	79.2%	72	77	106.9%	72	69	95.2%

(2) 施設サービス

		令和3(2021)年度			令和4(2022)年度			令和5(2023)年度		
		計画値	実績値	実績/計画	計画値	実績値	実績/計画	計画値	見込値	見込/計画
(1) 施設サービス										
①介護老人福祉施設	給付費	365,625	346,699	94.8%	365,828	355,397	97.1%	365,828	384,255	105.0%
	利用者数	1,440	1,364	94.7%	1,440	1,388	96.4%	1,440	1,467	101.9%
②介護老人保健施設	給付費	326,916	334,416	102.3%	327,097	313,535	95.9%	327,097	320,783	98.1%
	利用者数	1,176	1,205	102.5%	1,176	1,139	96.9%	1,176	1,157	98.4%
③介護療養型医療施設	給付費	5,166	2,927	56.7%	5,169	1,418	27.4%	5,169	3,966	76.7%
	利用者数	12	10	83.3%	12	6	50.0%	12	12	100.0%
④介護医療院	給付費	156,417	134,645	86.1%	156,504	133,252	85.1%	156,504	127,359	81.4%
	利用者数	408	392	96.1%	408	392	96.1%	408	375	92.0%

7. 民間・地域の活動

(1) 社会福祉法人 余市町社会福祉協議会

余市町社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく地域福祉推進の中核として位置づけられ、本町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展、社会福祉活動への住民参加のための支援、制度の普及、地域における福祉課題の発見と、これに応える施策の企画や実施など、地域福祉の総合的な推進を図っています。

■余市町社会福祉協議会の主な高齢者福祉の取り組み（令和5年4月1日現在）■

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 相談所開設事業</p> <ul style="list-style-type: none">• 心配ごと相談所開設• 総合相談窓口開設• 無料法律相談開設 <p>② 権利擁護活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none">• 日常生活自立支援事業への協力、推進• 成年後見制度利用の促進 <p>③ 福祉サービスの質の向上への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none">• 福祉サービスに関する苦情解決• オムツ等支給事業• 福祉用具無償貸与事業（車椅子・疑似体験セット） <p>④ 各種生活福祉資金貸付事業</p> <ul style="list-style-type: none">• 生活福祉資金、生活応急資金、愛情銀行 <p>⑤ 福祉情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none">• 暮らしの講座の開催• 福祉講演会の開催 <p>⑥ 高齢者福祉促進の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none">• 福祉委員活動の促進• ボランティア活動（個人・団体）の支援、協力• ふれあいフォトコンテスト事業（子育てサポートセンター共催） <p>⑦ 地域共生社会の実現に向けた取り組み（委託事業）</p> <ul style="list-style-type: none">• 生活支援体制整備事業• 介護予防支援事業<ul style="list-style-type: none">(1) ふまねっと運動教室開催(2) 介護支援ボランティアポイント事業• 認知症カフェ運営事業 <p>⑧ 福祉教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none">• 敬老標語募集事業• 敬老の日の感謝のハガキ送付事業（助成事業）• 町内小学校における総合的な学習（高齢者疑似体験等）への講師派遣 <p>⑨ 行政機関・関係団体等との連絡調整</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(2) 区会等の福祉活動

本町では、区会連合会と余市町社会福祉協議会（社協）との総合企画における委員制度として、区会長の推薦により社協が委嘱した福祉委員が配置されています。

福祉委員は、地域における福祉に関する課題や要望の把握に努め、地域福祉の増進に資するパイプ役として、また、地域住民への福祉施策の周知、各種事業や取り組みに対する協力など、民生委員・児童委員、保健推進委員等との連携のもと地域福祉の向上に努めています。

■区会福祉部・民生委員の状況（令和5年4月1日現在）■

No.	区会名	福祉委員	民生委員	保健推進委員	No.	区会名	福祉委員	民生委員	保健推進委員
1	大川町第1区会	1	1	1	26	黒川町第8区会	1	2	2
2	大川町第2区会	1	1	1	27	登町区会	1	1	1
3	大川町第3区会	1	1	1	28	朝日町区会	1	1	2
4	大川町第4区会	1	1	1	29	入舟町第1区会	1	1	1
5	大川町第5区会	1	1	1	30	入舟町第2区会	1	2	1
6	大川町第6区会	1	2	1	31	山田町区会	1	2	1
7	大川町第7区会	1	2	1	32	美園町区会	1	2	2
8	大川町第8区会	1	2	1	33	浜中町区会	1	1	1
9	大川町第9区会	1	1	0	34	浜中モイレ台区会	1	1	1
10	大浜中西区会	1	1	1	35	沢町第1区会	1	1	1
11	大浜中東区会	1	3	2	36	沢町第2区会	1	2	2
12	栄町区会	1	1	1	37	沢町第3区会	1	1	1
13	黒川町第1区会	0	0	1	38	富沢町第1区会	1	1	1
14	黒川町第2区会	1	1	1	39	富沢町第2区会	1	1	1
15	黒川町第3区会	1	1	1	40	富沢町第3区会	1	1	1
16	黒川町第4区会	1	1	1	41	富沢町第4区会	1	2	1
17	黒川町第5区会	1	1	1	42	港町区会	1	2	2
18	黒川町第6南区会	1	1	1	43	豊丘町区会	1	1	0
19	黒川町第6中央区会	1	1	1	44	梅川町第1区会	1	1	1
20	黒川町第6北区会	1	2	2	45	梅川町第2区会	1	1	1
21	黒川町第7南区会	1	1	2	46	梅川町団地区会	0	0	0
22	黒川町第7北区会	1	1	1	47	白岩町区会	1	1	0
23	黒川町18丁目区会	1	1	1	48	潮見町区会	1	1	1
24	黒川町八幡区会	1	1	2	49	豊浜町区会	1	1	1
25	共栄区会	1	1	1					

※ 主任児童委員3名

※ 一部重複担当あり

(3) ボランティア団体

町民の自主的な活動として、ボランティア活動の役割は年々高まっており、本町では、余市町社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターを拠点としてボランティア活動の促進が図られています。

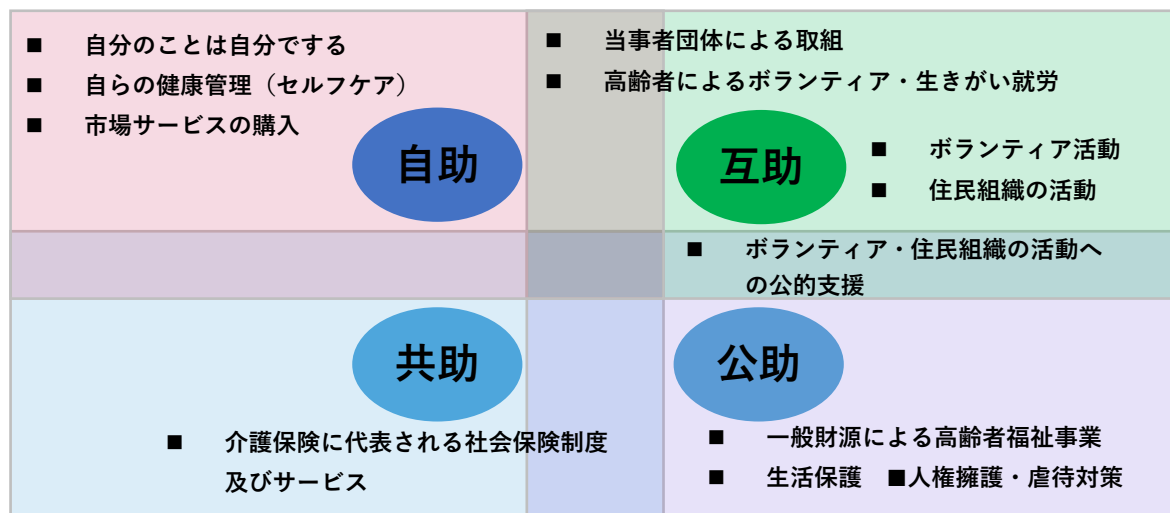
令和5年5月1日現在のボランティア団体連絡会の登録団体は11団体、656人の方々协会会员となっています。

■ボランティア団体連絡会の登録団体状況（令和5年5月1日現在）■

No.	団体名	会員数		設立年月	主な活動内容
1	余市BBS会	男	2	S29.7	<ul style="list-style-type: none"> 社会を明るくする運動諸行事への参加 少年の社会参加活動への協力 更生施設訪問活動 清掃活動 少年の悩み事相談
		女	0		
		計	2		
2	北星学園余市高等学校 ボランティア委員会	活動ごとに 募集		S40.4	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設への訪問、学童、幼稚園交流活動 公共施設、海水浴場清掃活動 養護学校行事への協力・交流 独居老人世帯の除雪
3	余市町地域子ども会 育成連絡協議会	男	213	S48.5	<ul style="list-style-type: none"> 敬老の日に感謝のハガキを送る活動 環境美化、資源リサイクル活動 交通安全運動参加、ふるさと伝統文化の継承 青少年の健全育成の活動 等
		女	196		
		計	409		
4	余市紅志高等学校 ボランティア局	男	0	H9.3	<ul style="list-style-type: none"> 各福祉施設行事等への協力・交流 地域行事等への協力・交流 除雪ボランティア活動 募金活動への協力
		女	6		
		計	6		
5	余市町沢町児童館 母親クラブ	男	3	S57.4	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設行事等への協力 健康体操教室、スポーツサークル活動 バザー開催、クラフト教室 子育て支援活動、クリスマス会開催
		女	25		
		計	28		
6	余市町赤十字奉仕団	男	0	S39.2	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設慰問 行政主催の防災、研修への参加 福祉団体等への協力 街頭募金活動への参加、協力
		女	104		
		計	104		

No.	団体名	会員数		設立年月	主な活動内容
7	余市手話会	男	3	S47.9	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障がい者の手話通訳と交流 福祉事業、大会等への参加、協力 専門知識の向上と普及に向けての啓蒙活動、養成講座への講師協力
		女	29		
		計	32		
8	「小さな親切」運動 余市支部	男	24	S47.4	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具等施設寄贈事業（車椅子） 海浜清掃奉仕活動（大昭会と共催） 花の種子配布等による広報活動 「小さな親切」実行者の発掘と推薦 リングプル収集依頼（会員、老人クラブ、区会等）
		女	8		
		計	32		
9	除雪ボランティア 雪友会	男	15	S49.12	<ul style="list-style-type: none"> 独居老人世帯、身体障がい者世帯の除雪活動（友愛訪問を兼ねる） 余市町高齢者等除雪サービス事業への協力
		女	0		
		計	15		
10	余市更生保護女性会	男	0	S33.4	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪、非行防止の活動 保護司会活動への協力 更生保護施設への支援 明るい社会づくりに向けて地域とのつながりをもって活動する
		女	25		
		計	25		
11	朗読ボランティア 「虹のかけら」	男	1	H30.1	<ul style="list-style-type: none"> 朗読等により余市町の歴史を伝え、郷土愛を深める活動 朗読ボランティアに関する研修・情報交換 朗読ボランティアの普及・啓発
		女	2		
		計	3		
合計		男	261 人		
		女	395 人		
		計	656 人		

■「自助・互助・共助・公助」からみた地域包括ケアシステム■



8. アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

本計画を策定するにあたり、「健康とくらしの調査」及び「在宅介護実態調査」を実施しました。この調査は、本町における高齢者福祉及び介護サービスの現状を把握するとともに、第9期計画策定のための基礎資料とすることを目的としたものです。

① 調査の目的（再掲）

調査	目的
健康とくらしの調査	一般高齢者を対象に、日常生活圏域ごとに、地域の抱える課題の特定（地域診断）に資することなどを目的として実施
在宅介護実態調査	「家族等介護者の就労継続」や「要介護者の適切な在宅生活の継続」などについての、客観的な状態把握とその達成に向けた施策検討を行うことを目的として実施

② 回収状況

調査	調査対象	配布数	回収数	回収率
健康とくらしの調査	令和4年9月1日時点で65歳以上である高齢者（要支援・要介護認定を受けていない方）	5,363件	3,004件	56.0%
在宅介護実態調査	令和5年6月1日現在で、町内にお住い（在住）の要支援・要介護認定者、主な介護者	1,281件	804件	62.8%

(2) 健康とくらしの調査

「健康とくらしの調査」は、余市町の今後3年間の高齢者保健福祉及び介護予防事業の方向性を決めるための調査として、特に介護予防や地域づくりの把握に焦点を当て、令和4年9月1日時点で65歳以上である高齢者（要支援・要介護認定を受けていない方）を対象に令和4年度に実施しました。

なお、市町村の規模にかかわらず全国66介護保険者（75市町村）が参加自治体となり、集計及び比較を行っています。（※参加自治体のなかには、要支援者等を調査対象とした自治体もあります。）

① 要介護リスク

要介護リスクの把握に関する質問群への回答では、「運動機能低下者割合」や「低栄養の傾向割合」は、全年代において、他の参加自治体より要介護リスクが低い結果となっています。

一方、「閉じこもり者割合」や「うつ割合」は、全年代において、他の参加自治体より要介護リスクが高い結果となっています。

② 就労状況

就労状況の把握に関する質問への回答では、「就労していない者の割合」は、他の参加自治体より低い傾向となっており、本町では就労している高齢者が比較的多いことが推察されます。

③ 社会参加への意向

社会参加への意向把握に関する質問群への回答では、「ボランティア参加者割合、スポーツの会参加者割合、通いの場の参加者割合」等、多くの項目について他の参加自治体より低い結果となっています。

社会参加は認知症予防や介護予防に効果があるとのエビデンスがあり、社会参加につなげる取り組みが必要となります。

④ 社会的ネットワーク

社会的ネットワークに関する質問への回答では、「知人友人と会う頻度が高い者の割合」が低い結果となっています。

⑤ 町の独自調査項目

スマートフォンの利用状況に関する質問への回答では、高齢者の約5割がスマートフォンを利用しており、その中でも前期高齢者の利用割合が約7割と高い結果となっています。

また、困りごとの相談先に関する質問への回答では、町の窓口が約5割、主治医・医療機関が約4割となっており、他の相談先の周知が課題となっています。

(3) 在宅介護実態調査

在宅介護実態調査は、「要介護（支援）認定」を受けられている方の日頃の生活状況や、介護を行っている方の状況等について把握するために、令和5年6月1日現在で、町内にお住まい（在宅）の要支援・要介護認定者、主な介護者を対象に令和5年度に実施しました。

① 回答者の要介護状態

アンケートの回答結果によると、回答者の32.4%が要支援1となっています。また、介護認定を受けていると答えた方の約87%が75歳以上でした。

② 家族等からの介護の状況

「週にどのくらい家族や親族の方からの介護を受けているか」への回答では、「ない」が51.6%と最も多く、次いで「ほぼ毎日ある」が22.2%となり単身世帯でも、9.9%が「ほぼ毎日ある」、要介護3以上では、47.8%が「ほぼ毎日ある」という結果となっています。

③ 直近1か月間における介護保険サービスの利用状況

住宅改修や福祉用具の貸与・購入以外の介護保険サービスの利用状況に関する質問への回答では、「利用している」方が43.5%でした。

1週間あたりの利用回数では、通所系サービスの利用が多く、利用頻度としては週1～2回程度が多くなっています。

④ 施設等への入所・入居検討状況

現時点での、施設等への入所・入居の検討状況に関する質問への回答では、「入所・入居は検討していない」方が71.2%、「検討している、すでに入所・入居の申込をしている」方は合計で25.7%となりました。

⑤ 主な介護者の年齢

主な介護者の年齢についての質問に対し、30.5%が70歳以上と回答しています。

⑥ 主な介護者が不安に感じる介護等

「主な介護者の方が不安に感じる介護等」に関する質問への回答では、全体として、身体介護よりも、日常生活援助に対して不安を感じる傾向が強くなっています。

要介護度が高くなると、「認知症状への対応」への不安が高まり、要介護3以上では、不安に感じる介護として「外出の付き添い、送迎等」(46.3%)に次いで、「認知症状への対応への不安」が42.6%となりました。

⑦ 介護を理由とした離職等の状況

「家族や親族の中で、介護を主な理由に過去 1 年の間に仕事を辞めた人はいますか」への回答では、「仕事を辞めた家族・親族はいない」が 65.7%と最も多くなりました。

「主な介護者が仕事を辞めた」と「主な介護者以外の家族・親族が仕事をやめた」が合わせて 9.6%、「主な介護者が転職した」と「主な介護者以外の家族・親族が転職した」が合わせて 2.4%で、これに続いています。

⑧ 主な介護者の就労の状況

主な介護者の方の現在の就労状況に関する質問への回答では、「働いていない」が 41.6%、「フルタイムで働いている」が 28.3%、「パートタイムで働いている」が 19.3%という結果になりました。

就労中の主な介護者が「介護をするにあたって、働き方の調整等をしているか」への回答では、「特に行っていない」が 38.6%、「労働時間を調整しながら働いている」が 33.5%、「休暇を取りながら働いている」が 20.9%となりました。

また、就労中の主な介護者について「今後も働きながら介護を続けていけるか」を尋ねたところ、「問題はあるが何とか続けていける」が 53.8%、「問題なく続けていける」が 24.1%、「続けていくのはやや難しい」と「続けていくのはかなり厳しい」が合わせて 19.6%という結果になりました。

第4章 第8期計画の取組状況

第8期計画では、「いきいき、すこやか、ふれあいのまち・余市」を基本コンセプトに、3つの基本目標を掲げ、各事業を推進してきました。

基本目標1 「地域包括ケアシステムを深化・推進する体制づくり」

(1) 相談支援体制の充実

① 地域包括支援センター

町内商業施設に地域包括支援センターが設置されている利便性を最大限に活かせるよう、町ホームページに地域包括支援センターのページを作成するとともに、年2回「包括だより」を全戸配布し周知に努めました。

地域包括支援センターに寄せられる相談内容は、介護・医療福祉等多岐にわたっていますが、多角的支援が必要な潜在的に課題を抱える高齢者の支援体制の構築や、実態把握の方法について検討が必要です。

② 在宅介護支援センター

自宅で生活する要介護高齢者等や介護者等を対象に、介護のアドバイスや各種福祉サービス等の相談、保健・福祉サービスの紹介や申請手続きの代行、介護用品の紹介等を行いました。また、介護・福祉の総合窓口である地域包括支援センターのブランチ（窓口）としての総合相談業務を行いました。

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員を中心に医療・介護の関係機関の連携や、在宅と施設の連携など多職種相互における協働・連携を支援しました。

また、個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的かつ継続的なケアマネジメントが実施できるよう多職種連携研修会を開催し、顔の見える関係づくりを行いました。

しかしながら、リハビリテーションに係る地域資源が不足しており、本来必要なサービスの提供に繋げることが困難なケースがみられます。

(3) 地域ケア会議の積極的活用

地域ケア会議の体系（個別会議・自立支援型・推進会議）を整理し、町と地域包括支援センターの役割を明確にしました。令和4（2022）年度から自立支援型地域ケア会議を町が実施することで地域課題を効率的に把握する仕組みを構築しました。

把握した地域課題では、リハビリテーション等の支援に関するものが多く、冬季の交通手段の確保、リハビリテーション資源の不足が課題となっています。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

① 在宅医療の普及・啓発

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、介護や医療（健診や健康相談等）に関する情報を広報やホームページ等で周知しました。

また、認知症に関する研修会や認知症カフェを開催して認知症に係る周知・啓発を図るとともに、住民が専門職に相談できる体制づくりを行いました。

② 在宅医療と介護情報の共有

医療・介護連携推進協議会では、地域資源の把握と課題の抽出等を協議する場として、令和元（2019）年から部会を設置し毎月継続した協議を行っています。部会には、生活支援コーディネーターがオブザーバーとして参加し、公的資源に依らない地域資源について情報共有を図っています。

部会における協議を通じて、在宅における服薬の課題（残薬や飲み忘れ等）に対応するための服薬状況報告シート（薬剤師と介護職の情報共有ツール）を作成し、事業化することができました。

③ 医療職・介護職のネットワークづくり

自立支援型地域ケア会議を活用して、地域包括支援センターの事例を対象に、医療・介護の専門職が意見交換、情報共有を行いました。多職種の専門職による助言から、自立支援に着目したケアマネジメントとしての情報不足が指摘されるなど、課題の把握に役立てることができました。

また、自立支援型地域ケア会議研修会を開催し、医療職・介護職が共に学ぶ機会を確保しました。

(5) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

庁内連携体制（福祉課、子育て・健康推進課、保険課）の構築を推進し、高齢者の課題解決に向けて一体的支援を行っていますが、高齢者の多様な課題への対応及び情報共有が難しい事例もあり、今後の課題となっています。

また、地域共生社会の実現に向けては、庁内のみならず、地域全体で取り組んでいくことが重要であることから、関係機関（地域包括支援センター等）とも連携のうえ支援を行っています。

■第8期計画期間における目標と実績■

指標名	単位	区分	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
地域ケア会議開催回数	回	目標	5	6	8
		実績	5	6	8

※ 令和5年度の実績の値は、見込値です。

(6) 介護保険サービスの充実

① サービス提供体制の充実

要介護認定者数は減少傾向にあるものの、介護ニーズが高まることが想定される後期高齢者人口は2030年まで増加すると推計されています。

安心・安全な在宅生活に必要な住宅改修等を活用し、可能な限り在宅での生活を続けられるよう支援するとともに、在宅生活の維持に必要なサービス提供を図りました。

また、本人の心身の状態に合った施設サービスや居住系サービスが利用できるようサービス提供体制の充実に努めました。

② サービスの質の向上

利用者のニーズに対応し、日常生活の継続性の維持・改善につながる良質な介護サービスが提供されるよう、介護保険サービス「初めて利用される方のガイドブック」を作成し配布したほか、広報やホームページを活用して住民への情報提供を行いました。

また、介護保険事業の適正・円滑な運営を図るため、ケアプラン点検等の介護給付適正化事業を実施しました。

③ 介護人材の確保

町内事業者による介護の職場の魅力向上フェアの継続支援をするとともに、関係機関の協力のもと、小中高校生を対象とした「介護のみりょく発見イベント in 余市町」の実施や、高校生を対象に介護について学ぶ機会の提供を行いました。

また、訪問介護員等のなかに、料理に苦手意識を持つ方がいるという課題への対応として、管理栄養士等による調理実習とあわせて「高齢者のメニューを考える時のポイント」の講演会を実施し、介護職員の定着に繋げる取組を行いました。

その他、ICT等活用の支援から介護ロボットの展示・体験会及び講義を実施し、介護現場の負担軽減に向けた取組を行いました。

④ 介護給付費適正化事業

ア. 要介護認定の適正化

本町の介護認定審査会は北後志5か町村が共同して設置した合議体において「北後志地区介護認定審査会」として実施しており、コロナ禍においても遅滞なく審査を行うため、書面会議を活用するなど適正な介護認定審査会運営を図りました。

また、新規の認定調査員及び新規の認定審査会委員に対して研修会に積極的に参加するよう促し、精度の高い認定審査の実現を図りました。

イ. ケアプラン点検

居宅介護支援事業所、地域包括支援センター職員を対象としたケアプラン点検及び研修会を実施し、保険給付の適正化及び介護支援専門員の資質向上を図りました。

ウ. 住宅改修の点検

住宅改修に係る申請については、介護支援専門員が必要に応じてリハビリテーション専門職と相談しながら改修内容の確認をするなど、被保険者の状況に合った適切な住宅改修等が行われるよう、審査の適正化を図りました。

エ. 医療情報との突合・縦覧点検

北海道国民健康保険団体連合会から提供される縦覧点検・医療情報との突合結果により、疑義のある請求について適正に行われているか確認しました。

オ. 介護給付費通知

介護サービスを利用された方に対し、年2回、介護給付費の通知を送付し、利用されたサービスの内容や回数をお知らせしました。

⑤ 介護サービス情報公表制度の活用

利用者が介護サービス事業所や介護保険施設を比較・検討して適切に選ぶことができるよう、介護サービス情報公表制度を活用し、各指定事業所の情報提供を実施しました。

⑥ 低所得者等への配慮

社会福祉法人利用者負担軽減事業として、一定の条件を満たす利用者の利用者負担、食費、居住（滞在）費及び宿泊費を減額するもので、毎年継続して事業が利用されており、低所得者等のサービス利用の継続が図られました。

基本目標 2 「介護予防と健康づくりの推進」

(1) 介護予防の推進

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援認定者や、基本チェックリストにより該当と判断された介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、訪問介護・通所介護に相当するサービスを実施しました。

本町では要支援認定の割合が高く、目標値ほどの実績はなかったものの、サービス利用率は高い傾向にあります。

■第 8 期計画期間における目標と実績■

指標名	単位	区分	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
訪問介護相当サービス 利用者数	人/月	目標	79	79	80
		実績	58	51	58
通所介護相当サービス 利用者数	人/月	目標	223	223	225
		実績	186	171	175

※ 実績の欄は、各年度 3 月末時点の実績値または見込値です。

② 一般介護予防事業

ア. 介護予防普及・啓発事業

町が実施している介護予防関連サービスの総合パンフレットを作成し、各種イベントや研修会で配布したほか、「世界アルツハイマー月間」にあわせて、認知症と介護予防に関する講演会を実施しました。

介護予防事業については、一般高齢者も対象とした「地域まるごと元気アッププログラム 体力測定会」を実施して個々の体力評価を行ったほか、新規事業として下肢筋力に特化した「健足サロン」を実施しました。

参加者の固定化や男性参加者の少なさが課題となっているほか、既存の集いの場についての周知・情報提供が求められます。

イ. 地域介護予防活動支援事業

介護支援ボランティアポイント事業を実施するとともに、ボランティアの受け入れ事業所の増加を図りました。コロナ禍により、ボランティアの受け入れに慎重となる事業所もありましたが、一部受け入れを再開した事業所もあり、徐々に活動の場は広がっています。

ウ. 一般介護予防事業評価事業

国立長寿医療研究センター及び一般社団法人日本老年学的評価研究機構（JAGES）との連携により、一般高齢者の暮らしや健康状態等を把握する調査を実施し、結果分析による町の強みや課題の把握に努めました。

調査では、通いの場をはじめとする社会参加の少なさや、各種健診の受診率の低さ等が地域の課題として挙げられています。

エ. 地域リハビリテーション活動支援事業

身近な地域で気軽に運動に取り組めるよう、地域まるごと元気アッププログラムの地域版である「ゆる元教室」を新たに開催するための準備として、令和4（2022）年度から「ゆる元体操初級指導者認定講習会」を開催し、合計29名のサポーターを養成することができました。

■第8期計画期間における目標と実績■

指標名	単位	区分	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
集いの場参加率 (参加実人数/高齢者人口)	%	目標			8.0
		実績		-	8.0
ボランティアポイント事業等 登録者数	人	目標			150
		実績	69	62	63

※ 令和5年度の実績の値は、見込値です。

■参考図表 一般介護予防事業（地域支援事業）の実績及び見込■

事業		単位	令和3(2021)年度 実績	令和4(2022)年度 実績	令和5(2023)年度 見込
いきいきふれあい教室	開催回数	回	43	87	46
	延べ参加人数	人	33	655	662
よいちニコニコ広場	開催回数	回	71	46	43
	延べ参加人数	人	307	360	300
よいち地域まるごと 元気アッププログラム	開催回数	回	54	96	96
	延べ参加人数	人	1,678	2,959	3,088
ふまねっと教室	開催回数	回	50	80	86
	延べ参加人数	人	511	650	750
健足サロン	開催回数	回	10	20	(実績) 20
	延べ参加人数	人	82	248	(実績) 233

事業		単位	令和3(2021)年度 実績	令和4(2022)年度 実績	令和5(2023)年度 見込
地域介護予防活動支援 事業	開催回数	回	0	1	1
	延べ参加人数	人	0	23	60
ゆる元体操初級指導者 認定講習会	開催回数	回		1	(実績) 1
	延べ参加人数	人		19	(実績) 10

(2) 認知症施策の推進

① 認知症の方の早期発見及び早期対応

「世界アルツハイマー月間」に合わせて、図書館とのコラボ展（図書展示、認知症サポーター養成講座、認知症映画鑑賞会、相談会、認知症キャラバングッズの展示等）を開催しました。また、「認知症の理解と予防について」の講演会を開催し、認知症の正しい知識の普及啓発に努めました。

その他、認知症に関する記事や認知症状の特徴、認知症チェックリストを広報やホームページに掲載し、住民理解の促進に努めました。

② 認知症初期集中支援事業の実施

認知症の進行具合や状態に応じて、いつ・どこで・どのような医療・介護・福祉サービスを利用できるのかをわかりやすく示した「認知症ケアパス」の策定に向け、令和5（2023）年度末までに関係機関と連携し作成します。

また、認知症初期集中支援チーム員を増員し、認知症になっても自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりの実現に向けて、体制の充実を図りました。

■第8期計画期間における目標と実績■

指標名	単位	区分	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
認知症初期集中支援チーム数	チーム	目標	1	1	2
		実績	1	1	1

※ 令和5年度の実績の値は、見込値です。

③ 認知症の方やその家族への支援の充実

余市町社会福祉協議会が主体となって、認知症の本人、その家族、専門職や地域住民が集える場として、認知症カフェを開催し、中央公民館や福祉センター等での開催だけでなく、小地域での開催も実施しました。

認知症カフェは、町内の一般ボランティアや高校生ボランティア、認知症の人を支える家族の会、地域包括支援センター、在宅介護支援センターの協力のもとで実施されており、認知症に悩む高齢者や家族介護者等の関係者への支援の輪が広がっています。

また、認知症の人を支える家族の会に認知症地域支援推進員や保健師が参加し、家族の会の活動を支援しています。

■第8期計画期間における目標と実績■

指標名	単位	区分	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
認知症カフェ設置数	箇所	目標	1	1	3
		実績	1	3	3

※ 令和5年度の実績の値は、見込値です。

④ 認知症専門医療機関との連携

月に1度、医療・介護連携推進協議会の部会を開催し、在宅生活を継続して送ることができるよう医療介護の専門職が連携する関係構築を進めたほか、専門職を対象とした研修会を開催しました。

また、町内の認知症サポート医を周知するとともに、小樽市立病院認知症疾患医療センターと協議し町内認知症対象者支援の協力体制を構築しました。

⑤ 認知症サポーターの養成

認知症キッズサポーター養成講座を実施し、受講した町内小中学校生に対して認知症サポーターカードとシールを配布しました。また、金融機関（郵便局）等を対象とした講座を開催し、認知症高齢者の対応について学ぶ機会を提供しました。

また、認知症サポーター養成講座を受けた「認知症サポーター」の皆様の受講後の活動の場が少ないことから、認知症をより理解していただき、認知症関連事業にボランティアとしてご協力いただくことを目的とした「認知症サポーターステップアップ講座」を開催します。

■第8期計画期間における目標と実績■

指標名	単位	区分	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
認知症サポーター人数 （累計）	人	目標			1,800
		実績	917	1,111	1,350
チームオレンジのチーム数	チーム	目標			1
		実績	0	0	0

※ 令和5年度の実績の値は、見込値です。

(3) 高齢者の健康づくりの推進

① 訪問指導

本町の訪問指導については、生活習慣病の予防に重点をおいた指導を実施しており、健診の結果についても訪問時に指導を行っています。令和5（2023）年度には、新型コロナウイルス感染症の流行により中断していた健診未受診者訪問を再開しています。

■第8期計画期間における目標と実績■

指標名	単位	区分	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
訪問指導	回	目標	400	450	500
延べ実施回数		実績	205	321	322

※ 令和5年度の実績の値は、見込値です。

② 健康教育

生活習慣病の予防、介護を要する状態になることの予防、その他健康に関することについて正しい知識の普及を促進するため、保健推進委員と連携して健康学習会を実施したほか、関係団体からの依頼に応じた学習会を実施しています。

■第8期計画期間における目標と実績■

指標名	単位	区分	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
健康教育	人	目標	400	400	400
延べ参加人数		実績	69	65	80

※ 令和5年度の実績の値は、見込値です。

③ 健康相談

個々の生活に応じた健康づくりの支援のため、毎月1回定期健康相談を実施したほか、健康教育時に健康相談を実施しました。

■第8期計画期間における目標と実績■

指標名	単位	区分	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
健康相談	人	目標	250	250	250
延べ参加人数		実績	5	24	40

※ 令和5年度の実績の値は、見込値です。

④ 健康診査

疾病の早期発見、早期治療といった観点と壮年期からの生活習慣病の予防対策として、健康診査を実施しています。しかしながら、受診率は低い状況が続いており、各種健診受診の促進が必要です。

■第8期計画期間における目標と実績■

指標名	単位	区分	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
健康診査（特定健康診査） 受診率	%	目標	50.0	55.0	60.0
		実績	26.0	30.2	30.0
健康診査（特定健康診査） 受診者数	人	目標	1,639	1,756	1,866
		実績	825	903	995

※ 令和5年度の実績の値は、見込値です。

⑤ 後期高齢者歯科健康診査

後期高齢者の口腔機能低下や誤嚥性肺炎などの疾病を予防し、健康の保持増進を図るため、平成28（2016）年10月から後期高齢者歯科健康診査を実施しています。

76歳になる方や、過去に受診したことがある方を対象に受診券を送付し、受診の促進を図りましたが、受診率は低い状況が続いており、歯科健診受診の促進が必要です。

■第8期計画期間における目標と実績■

指標名	単位	区分	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
後期高齢者歯科健康診査 受診率	%	目標	2.0	2.0	2.0
		実績	0.5	0.6	0.8
後期高齢者歯科健康診査 受診者数	人	目標	80	80	80
		実績	17	20	25

※ 令和5年度の実績の値は、見込値です。

(4) 高齢者の社会参加

① シルバー人材センター

シルバー人材センターでは、従来の軽作業中心の職種に加え、経理事務や施設管理など、会員それぞれの適性に合った仕事をマッチングし、高齢者の就労機会の拡大及び高齢者の社会参加の促進を図りました。

しかしながら、会員の高齢化が進んでおり、シルバー人材センターで対応できない業務が発生してきています。

② 老人クラブ

糸市町老人クラブ連合会は、24の単位クラブで720名あまりの会員を有する組織として展開されています。連合会を中心とした地域社会における高齢者相互の仲間づくりを通じて、高齢者自らが社会の一員としての役割を担い、多様な価値観に応えるクラブ活動に取り組み、「仲間とともに活動する、柔軟で創造的なクラブ運営の推進」が図られています。

しかしながら、会員は減少傾向にあり、各老人クラブの維持存続に向けた取り組みも必要となっています。

③ 老人福祉センター

老人福祉センターは高齢者のさまざまな交流ができる場であり、娯楽や自由な活動ができるリラックス、リフレッシュスペースとして地域住民に利用されています。

しかしながら、立地条件が良いとは言えず、高齢者が通うための交通手段の確保が難しいことが課題となっています。

④ スポーツ活動事業

「長寿はりきり運動会」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、令和2(2020)年度から令和5(2023)年度の実施は見送られました。

その他、「健康・生涯スポーツ教室」として、高齢者が気軽に参加して楽しめる「ディスコン」、「ウォーキング」などを年に3～4回開催しており、1回あたりの参加者は10名程度ではあるものの、参加者には好評となっています。

■参考図表 高齢者の社会参加に関する実績及び見込■

事業		単位	令和3(2021)年度 実績	令和4(2022)年度 実績	令和5(2023)年度 見込
余市町老人クラブ	単位クラブ数	団体	29	26	24
	会員数	人	1,064	957	720
老人福祉センター等	集会室利用人数	人	819	1,738	1,738
	娯楽室利用人数	人	116	226	226
	図書室利用人数	人	23	46	46

基本目標3「生活支援体制の充実」

(1) 高齢者等除雪サービス事業

広報で除雪サービスのお知らせを行い、利用者への周知を図りました。

サービス対象世帯（ひとり暮らしの高齢者世帯や夫婦等高齢者のみの世帯等で、町が規定する収入要件以内の方）は、除雪を援助してくれる親族・知人等が町内にいない場合や、長期間の留守宅等を除くものとなっていますが、年平均で約30人の利用があり、除雪時間の平均は224時間となっています。

除雪作業を行う担い手が不足しており、除雪サービス事業の継続のため担い手を確保するための取り組みが必要となっています。

(2) 高齢者の見守り活動の推進

関係機関と連携し、独居高齢者等へ定期的な訪問を行い日常生活の見守り支援を行いました。ひとり暮らし高齢者などが地域の中で孤立しないよう、地域住民や関係機関・団体、民間事業者等の協力のもと、見守りや声かけ、訪問を行うなど、見守り体制の確立を推進しました。

(3) 安心できる住まいの確保

① 高齢者の居住の安定の確保

介護を必要とする高齢者やひとり暮らし高齢者が安心して在宅生活を営むことができるよう、相談支援の際にサービス付き高齢者向け住宅等、居住系サービスの情報提供を行いました。個別相談の場ではチラシなどを活用した案内を実施しているものの、今後は広報やホームページを活用した周知など、幅広い情報発信手段が求められます。

■第8期計画期間における目標と実績■

指標名	単位	区分	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
住宅型有料老人ホーム数	箇所	目標			5
		実績			5
住宅型有料老人ホームの定員	人	目標			57
		実績			58
サービス付き高齢者向け住宅数	箇所	目標			3
		実績			3
サービス付き高齢者向け住宅の定員	人	目標			76
		実績			76

※ 令和5年度の実績の欄は、令和5年4月1日時点の実績です。

② 養護老人ホーム

入所者が安全で安心で、生き甲斐のある日常生活を送ることができるよう、全入所者の社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練、その他の援助を行い、入所者の有する能力に応じた自立支援を図りました。

養護老人ホームでは、高齢化に伴う要介護状態の重度化、認知症の発症をはじめ、障がいや精神疾患等のある入所者が増加しており、従来の見守り支援に留まらず、介護保険制度や障害者総合支援法に基づくサービスの提供も含めた支援が求められます。

■第8期計画期間における目標と実績■

指標名	単位	区分	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
養護老人ホーム数	箇所	目標			1
		実績			1
養護老人ホームの定員	人	目標			80
		実績			80

※ 令和5年度の実績の欄は、令和5年4月1日時点の実績です。

（4）生活支援の充実

① 日常生活自立支援事業

高齢や障害により、一人では日常の生活に不安のある方が地域で安心して暮らせるよう、権利擁護活動の一環として実施する日常生活自立支援事業の利用促進を図りました。日常生活自立支援事業は、小樽市社会福祉協議会と利用者との契約に基づいて、余市町社会福祉協議会との連携で行われ、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等、本人の立場に立った適切な援助を実施します。

今後は、日常生活自立支援事業と成年後見制度との連携を深め、一体的な支援を展開することにより、地域における権利擁護体制の更なる充実が求められます。

② 訪問配食サービス事業

ひとり暮らし高齢者等の低栄養状態の改善と、配食時における安否確認を目的に、年間5,000食を超える配食を実施し、高齢者の生活を支援しました。

高齢者の見守りに有効な事業である一方、利用者の減少傾向がみられるため、支援が必要な高齢者の更なる把握や事業の周知が課題となっています。

■第8期計画期間における目標と実績■

指標名	単位	区分	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
訪問配食サービス 延べ登録者数	人	目標	62	63	64
		実績	63	68	68
訪問配食サービス 年間配食数	食	目標	5,191	5,438	5,685
		実績	5,320	5,018	5,180
訪問配食サービス 月当たり平均配食数	食	目標	433	453	474
		実績	443	418	432

※ 令和5年度の実績の値は、見込値です。

③ 緊急通報システム事業

担当介護支援専門員や家族からの相談があった際、対象となる高齢者宅に訪問し、必要に応じて緊急通報システムの設置を行いました。

事業の内容については、広報やホームページで周知を行いました。

■第8期計画期間における目標と実績■

指標名	単位	区分	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
緊急通報システム 延べ登録者数	人	目標	90	92	95
		実績	96	87	90

※ 令和5年度の実績の値は、見込値です。

④ オムツ等支給事業

余市町社会福祉協議会の事業として、在宅で常時紙オムツや紙パンツ等を必要とする日常生活自立度が低い高齢者を介護している家族の経済的・身体的な負担を軽減するため、オムツ等支給事業を行いました。

■第8期計画期間における目標と実績■

指標名	単位	区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
オムツ等支給事業 登録者数	人	目標	29	29	30
		実績	36	30	26
オムツ等支給事業 利用回数	回	目標	291	291	300
		実績	318	302	250

※ 令和5年度の実績の値は、見込値です。

(5) 権利擁護の推進

① 権利擁護業務

高齢者が、地域で尊厳のある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう、町、社会福祉協議会、地域包括支援センター、関係機関で連携して、権利侵害の予防・発見、権利保障に向けた対応を図りました。

② 成年後見制度利用支援事業

制度の普及、啓発を行い、小樽・北しりべし成年後見センター等と連携を図りながら制度の利用促進を図りました。また、制度利用の申し立てを行うことのできる親族がない場合には、町による申し立てを行う手続きを実施しました。

③ 市民後見人の育成、支援組織の体制整備

本町は、福祉サービスの利用助成や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまで支援が一体的に確保されるよう、北海道の補助金を活用して、認知症高齢者等の権利擁護に携わる人材の育成を総合的に推進しました。

「小樽・北しりべし成年後見センター」と連携し、権利擁護人材育成事業に取り組みました。

■第8期計画期間における目標と実績■

指標名	単位	区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
市民後見人の人数	人	目標	9	9	9
		実績	9	9	10

※ 令和5年度の実績の値は、見込値です。

④ 高齢者への虐待防止

通報を受けた際は、高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認を速やかに行い、高齢者虐待対応協力者、地域包括支援センター及び関係各課等と連携協働体制を構築し、適切な支援を行いました。

(6) 災害・交通安全・防犯体制の充実

① 防災対策の推進

災害避難時の集会所付近及び同所に至る町道沿いに所在する交通安全灯を水銀灯から照度の高いLED灯へと改修しました。

その他、避難行動要支援者の個別避難計画策定に向けて、庁内連携の役割分担について整理し、必要な事項についての相互確認を行いました。

② 交通安全教育・啓発の推進

自動車運転免許を返納して自転車利用へと移行する高齢者に対し、ヘルメット装着義務の周知やライトの点灯、夜光反射材の利用等、交通安全への意識啓発、事故防止に向けた取組を行いました。

③ 消費者被害などの防止の推進

消費生活センターや警察署等の関係団体と連携し、訪問販売や悪質商法に関する注意喚起や被害予防の啓発を行いました。また、認知症カフェを活用し、警察署署員による特殊詐欺に関するミニ講話を開催し、被害防止の予防に努めました。

消費生活センター業務は「小樽・北しりべし消費者センター」を近隣市町村と設置していますが、相談窓口の周知不足が課題となっています。

(7) 感染症対策の推進

① ガイドラインに沿った感染予防、感染拡大防止の対策の促進

広報への折込チラシやホームページ等で、新型コロナウイルス感染症等に関する情報や感染予防対策について情報提供を行いました。

第5章 計画の基本的な考え方

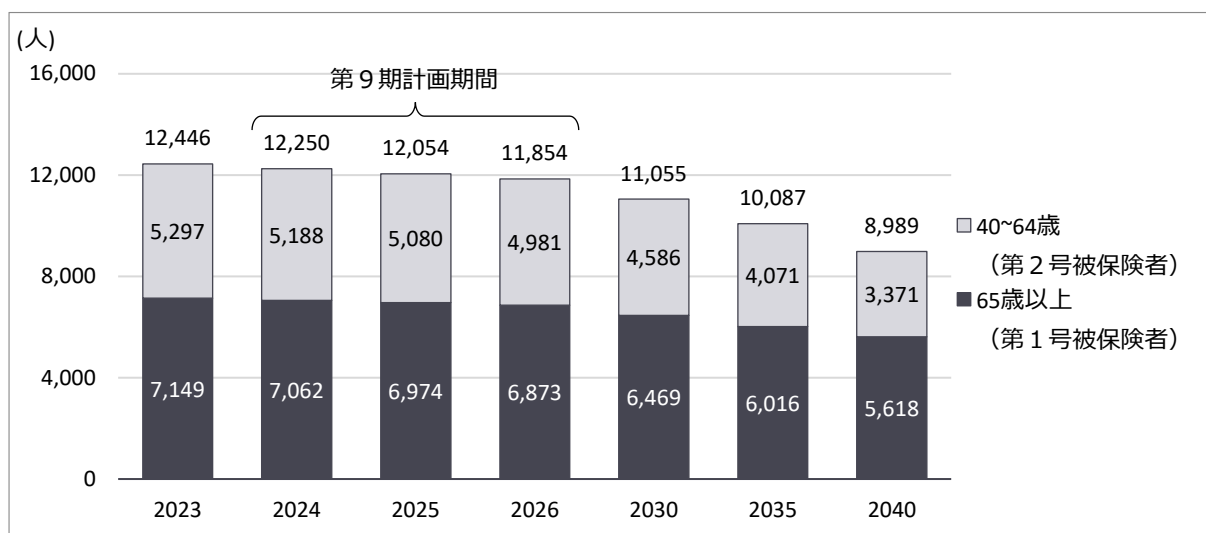
1. 基礎数値の将来推計

(1) 40～64歳人口、65歳以上人口

「国立社会保障・人口問題研究所」の推計に基づく厚生労働省地域包括ケア「見える化」システムの推計値では、本計画（第9期計画）の最終年度（令和8年度）には40～64歳人口（第2号被保険者）は4,981人に、65歳以上人口（第1号被保険者）は6,873人になると推計されています。

65歳以上人口（第1号被保険者）をみると、今後も減少傾向が続きます。総人口も減少していくことで高齢化率は令和7（2025）年度には43.3%、令和8（2026）年度には43.6%、令和22（2040）年度には49.7%に達することが予想されています。

■被保険者数の推計（40歳以上）■

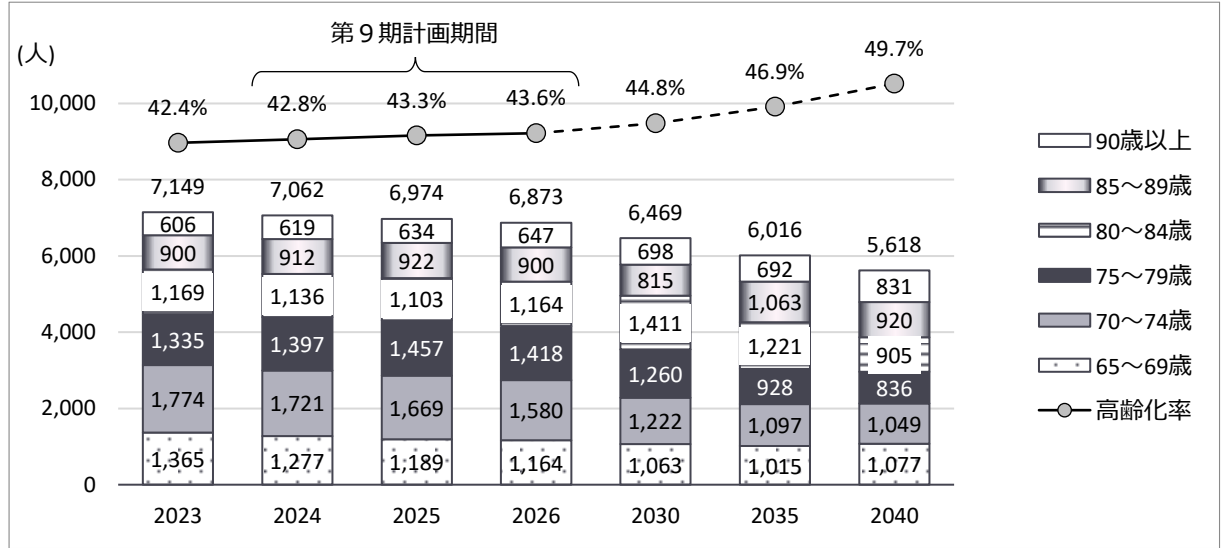


資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

※ 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」(公表値または補正值)による推計

■被保険者数の推計（40歳以上）■

資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

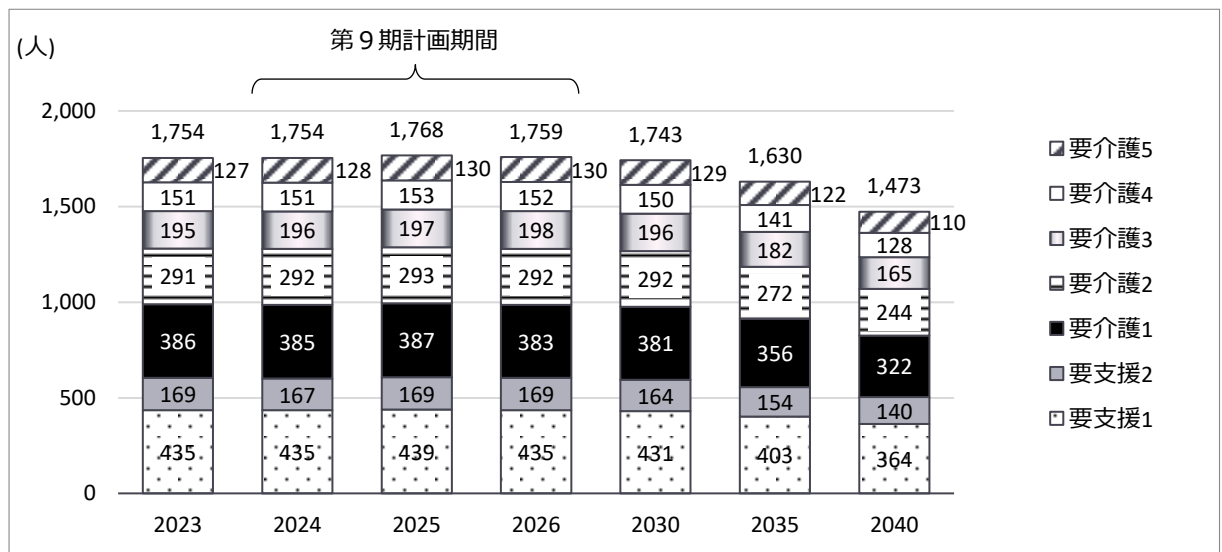


※ 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」(公表値または補正值)による推計

(2) 要介護認定者数

これまでの実績をもとに算出した要介護認定者数は、本計画期間中は横ばい状態で推移し、令和 6（2024）年度は 1,754 人、令和 7（2025）年度は 1,768 人、令和 8（2026）年度には 1,759 人になると推計されています。

■要介護認定者数の推計結果■



2. 計画の基本コンセプト

団塊の世代が75歳を迎える令和7（2025）年や団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向けて、高齢者が健康で生きがいを持ち、可能な限り住み慣れた家庭や地域で安心して自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制『地域包括ケアシステム』を深化・推進する必要があります。

また、地域共生社会（高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会）を視野に入れた取り組みも重要です。

本計画においても、前計画に引き続き、海や果樹園、温かな気候に代表される豊かな自然に恵まれた私たちの町で、手と手を取り合って豊かな老後をいきいきと暮らそうという観点に立ち、令和22（2040）年を見据えた中長期的視野に立って、住み良く安心して暮らせる元気なまちの実現を目指します。

基本コンセプト

いきいき、すこやか、ふれあいのまち・余市



3. 施策の体系

基本目標	施策の方向		
基本目標 1 地域包括ケアシステムを 深化・推進する体制づくり	(1) 相談支援体制の充実	① 地域包括支援センター ② 在宅介護支援センター	
	(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務		
	(3) 地域ケア会議の積極的活用		
	(4) 在宅医療・介護連携の推進	① 在宅医療の普及・啓発 ② 在宅医療と介護情報の共有 ③ 医療職・介護職のネットワークづくり	
	(5) 地域共生社会の実現に向けた取り組み		
	(6) 介護保険サービスの充実	① サービス提供体制の充実 ② サービスの質の向上 ③ 介護人材の確保 ④ 介護給付費適正化事業 ⑤ 介護サービス情報公表制度の活用 ⑥ 低所得者等への配慮	
	基本目標 2 介護予防と健康づくりの 推進	(1) 介護予防の推進	① 介護予防・日常生活支援総合事業 ② 一般介護予防事業
(2) 高齢者の健康づくりの推進		① 訪問指導 ② 健康教育 ③ 健康相談 ④ 健康診査 ⑤ 後期高齢者歯科健康診査	
(3) 高齢者の社会参加		① シルバー人材センター ② 老人クラブ ③ 老人福祉センター ④ スポーツ活動事業	
基本目標 3 生活支援体制の充実		(1) 高齢者等除雪サービス事業	
		(2) 高齢者の見守り活動の推進	
	(3) 安心できる住まいの確保	① 高齢者の居住の安定の確保 ② 養護老人ホーム	
	(4) 生活支援の充実	① 日常生活自立支援事業 ② 訪問配食サービス事業 ③ 緊急通報システム事業 ④ オムツ等支給事業 ⑤ 家族介護支援事業	
	(5) 権利擁護の推進	① 権利擁護業務 ② 成年後見制度利用支援事業 ③ 市民後見人の育成、支援組織の体制整備 ④ 高齢者への虐待防止	
	(6) 災害・交通安全・防犯体制の充実	① 防災対策の推進 ② 交通安全教育・啓発の推進 ③ 消費者被害などの防止の推進	
	(7) 感染症対策の推進	① ガイドラインに沿った感染予防、感染拡大防止の対策の促進	
	基本目標 4 認知症施策の推進	(1) 認知症の予防と認知症の人に関する理解の促進	① 認知症サポーターの養成 ② 認知症初期集中支援事業の推進
(2) 相談体制の充実		① 認知症の方やその家族への支援の充実 ② 認知症専門医療機関との連携	
(3) 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護			

第6章 施策の展開

基本目標1 「地域包括ケアシステムを深化・推進する体制づくり」

(1) 相談支援体制の充実

① 地域包括支援センター

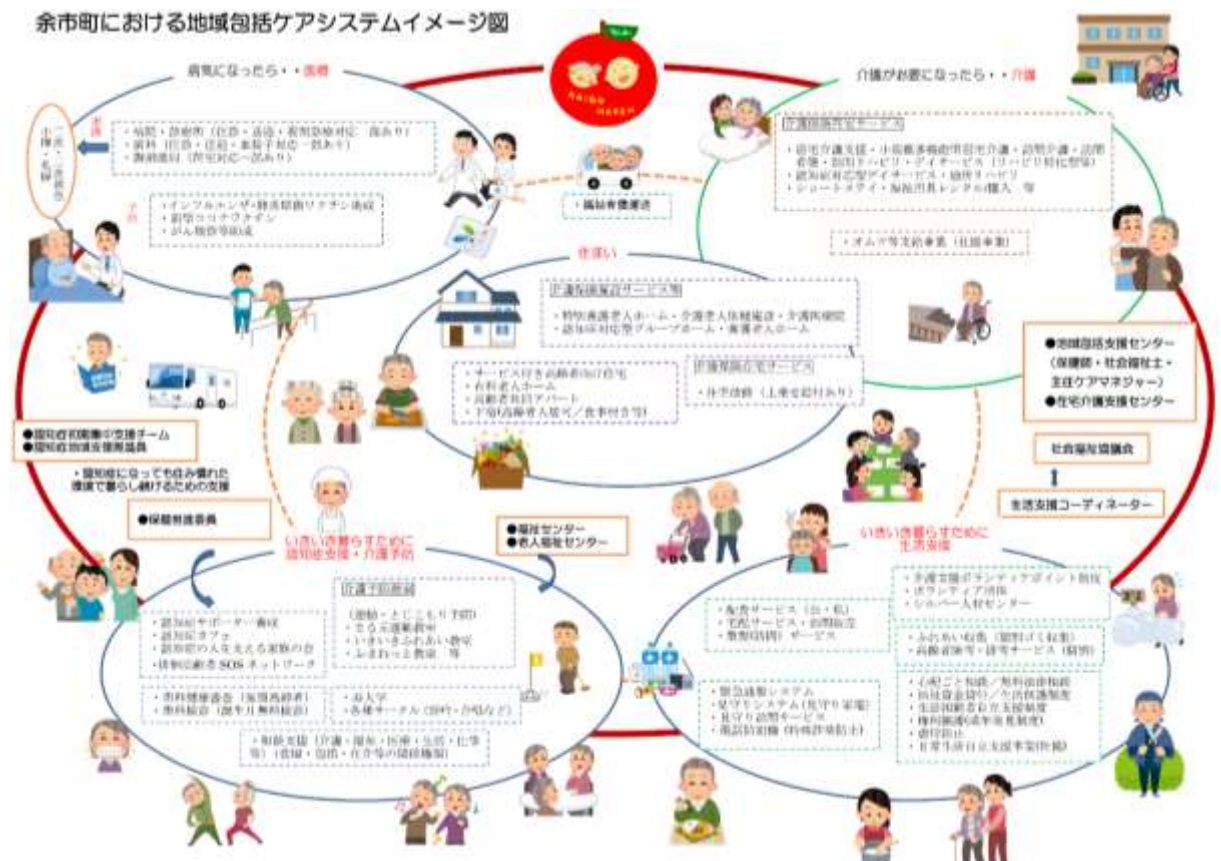
地域包括支援センターの設置場所の利便性を最大限に活かし、相談支援体制の拡充を図ります。

住民の抱える課題の複雑化に伴い、地域包括支援センターに求められる業務が増加・高度化しています。地域包括ケアシステムの中核を担う機関として、国からは機能強化及び体制強化を期待されていることから、今後は、地域包括支援センターの複数設置、地域包括ケアシステムの中核となるべき業務のあり方や体制についての検討を行います。

② 在宅介護支援センター

在宅で暮らす高齢者が増加するなか、要介護高齢者等や家族介護者等を対象に、介護のアドバイスや各種福祉サービス等の利用相談、保健・福祉サービスの紹介や申請手続きの代行、介護用品の紹介等を行うとともに、介護・福祉の総合窓口である地域包括支援センターのブランチ（窓口）としての総合相談業務を行います。

■地域包括ケアシステムのイメージ■



(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護支援専門員の資質向上のため、ケアプラン点検や研修の機会を提供するとともに、自立支援型地域ケア会議等から把握した地域課題を共有し個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的かつ継続的なケアマネジメントを実施していきます。

また、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行います。

(3) 地域ケア会議の積極的活用

地域ケア会議を開催し、暮らしに困難を抱えた当事者を地域や専門職が連携しながら支援する体制を確保します。

また、地域ケア会議から把握した課題の解決に向けた施策の創出等を検討協議する場である地域ケア推進会議を実施します。

■地域ケア会議の見込量■

指標名	単位	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
地域ケア会議開催回数	回	8	8	9

(4) 在宅医療・介護連携の推進

① 在宅医療の普及・啓発

健診受診率のアップにむけ、予防教室や研修会等の機会を活用して周知・啓発を行います。また、町民を対象とした、医療・介護に関する研修会を実施します。

② 在宅医療と介護情報の共有

在宅医療と介護情報の共有に向けて、多職種連携の推進の場として医療・介護連携推進協議会を設置し、医療機関や介護サービス事業者、生活支援コーディネーター等との情報共有を図っています。

今後は、令和元年度から行っている部会を活用して、地域資源の把握課題の抽出等をするとともに、町民や医療・介護の専門職等を対象とした医療・介護連携研修会を実施します。

③ 医療職・介護職のネットワークづくり

専門性の異なる多職種が共通の課題を話し合い、検討する機会の充実に向けて、地域ケア会議（個別会議・自立支援型）の増回をします。

また、地域ケア会議から把握した課題の解決に向けた施策の創出等を検討協議する場である地域ケア推進会議を実施し、在宅療養を支える医療・介護など各関係機関の相互の連携・強化を図ります。

（５）地域共生社会の実現に向けた取り組み

高齢者、障がい者、健康推進分野など、多様な福祉課題を一体的に支援できるよう、庁内連携及び関係機関の連携体制を構築します。

（６）介護保険サービスの充実

① サービス提供体制の充実

今後、65歳以上の高齢者数や要介護認定者数等は少しずつ減少していきませんが、75歳以上高齢者数の増加をはじめ介護ニーズは高まっていくことが予測されます。

介護を要する状態になっても、利用者自身の選択に基づく真に必要な介護サービスを総合的・一体的に提供し、可能な限り在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービスの充実と本人の自立支援に資するケアマネジメントの質の向上に努めます。

施設サービスについては、在宅での生活が困難な高齢者に対し適切なサービス提供を図ります。

② サービスの質の向上

利用者のニーズに対応し、日常生活の継続性の維持・改善に資する良質な介護サービスが提供されるよう、利用者に対する情報の提供に努めます。

また、地域包括支援センターが中心となり、在宅介護支援センターの協力も得ながら、適切な介護予防ケアマネジメントや総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の一体的な実施により、町民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な支援を行いながら、サービスの質の向上に努めます。

③ 介護人材の確保

介護人材の確保は、地域の介護サービス基盤を維持していく上で必須であることから、引き続き教育機関への講師派遣、介護職場の魅力向上フェアの開催を支援するとともに、町主催の中高生を対象とした介護人材確保・定着支援事業を実施し介護人材の確保に努めます。

また、介護人材の定着を阻害する課題の把握に努め、外国人材の定着についても関係機関と連携して支援します。

④ 介護給付費適正化事業

介護保険事業の適正・円滑な運営を図るため、介護サービス適正化主要3事業（「ケアプラン点検」、「要介護認定の適正化」、「医療情報との突合・縦覧点検」）の確実な実施を図ります。

ア. 要介護認定の適正化

認定調査員及び認定審査会委員は庁内や北海道の研修に積極的に参加するよう促し、資質の向上を図り、精度の高い認定審査を行います。

また、北後志地区介護認定審査会事務局として、適正化研修等に積極的に参加することで、精度の高い審査会運営に努めます。

イ. ケアプラン点検

国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システム等を活用し、在宅サービスの土台となるケアプラン点検を実施し、被保険者本位の自立支援に向けたケアプランを作成し保険給付の適正化及び効率化を図るとともに、介護支援専門員の資質向上を目指します。

また、高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検についても一体的に実施します。

ウ. 医療情報との突合・縦覧点検

入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。

⑤ 介護サービス情報公表制度の活用

介護サービス情報公表制度を活用し、町民への情報提供の充実を図ります。

また、情報を適時更新するよう各指定事業所に周知し、町民が適時、最新の情報が得られるような活用を促進します。

⑥ 低所得者等への配慮

社会福祉法人利用者負担軽減事業として、世帯の所得や資産状況等が町の定めた要件に該当した場合、社会福祉法人などから介護サービスを受ける際の利用者負担、食費、居住（滞在）費及び宿泊費の減額を行うとともに、事業の利用促進に向けた広報・周知活動を行います。

基本目標2「介護予防と健康づくりの推進」

(1) 介護予防の推進

① 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防のために、要支援認定者や基本チェックリストで判断された介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、訪問介護・通所介護に相当するサービスを実施します。

■介護予防・日常生活支援総合事業の見込量■

指標名	単位	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
訪問介護相当サービス利用者数	人/月	62	62	62
通所介護相当サービス利用者数	人/月	190	190	190

② 一般介護予防事業

人と人とのつながりが継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を生かした自立支援に取り組みます。

ア. 介護予防普及・啓発事業

- 介護予防に資する基本的な知識を普及・啓発するため、有識者等による講演会や相談会等の開催を図るとともに、パンフレット等を作成し関係機関で共有します。
- いきいきふれあい教室、地域まるごと元気アッププログラム運動教室等の介護予防事業を継続して実施します。

イ. 地域介護予防活動支援事業

- 介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修を実施し、65歳以上の高齢者の生きがいづくりを支援します。
- 介護予防に関する地域活動組織の育成及び支援を行います。
- 社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動を支援します。
- ボランティアを通じた社会参加と社会貢献により、自身が元気になることを目指して、介護支援ボランティアポイント事業を実施します。

ウ. 一般介護予防事業評価事業

- 介護保険事業計画で定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業の改善が図られるよう努めます。
- 町の強みや課題を庁内や町民と情報共有する取組を行い、強みを伸ばしたり、課題を解決したりするための具体的な介護予防事業の立案と実施に努めます。

エ. 地域リハビリテーション活動支援事業

- 地域における介護予防の取り組みを強化するため、ゆる元教室の指導者養成講習会を継続的に開催し、サポーターを養成するとともに、今後は生活支援コーディネーターと協同し、高齢者の集いの場等でのゆる元教室の開催を検討します。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けて、様々な地域活動の集いの場を活用し、健康教室、健康相談の実施を検討します。

■一般介護予防事業の見込量■

指標名	単位	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
集いの場参加率 （参加実人数/高齢者人口）	%			8.0
ボランティアポイント事業等 登録者数	人	65	65	70

(2) 高齢者の健康づくりの推進

① 訪問指導

生活習慣病の予防に努め、個々のケースに柔軟に対応しながら、家族単位の健康管理と自立した日常生活を送ることができるよう支援します。

■訪問指導の見込量■

指標名	単位	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
訪問指導 延べ実施回数	回	400	450	500

② 健康教育

生活習慣病の予防、介護を要する状態になることの予防、その他健康に関することについて正しい知識の普及を促進することにより、「自分たちの健康は自分たちで守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康保持・増進を図るため、保健推進委員会等との連携のもと、地域ぐるみの健康づくりを進めます。

■健康教育の見込量■

指標名	単位	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
健康教育 延べ参加人数	人	130	200	300

③ 健康相談

心身の健康一般に関することについての「総合健康相談」の実施について健康や栄養などにおいて必要な人が相談できるよう、わかりやすい周知を行い、個々の生活に応じた健康づくりの支援を行います。

■健康相談の見込量■

指標名	単位	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
健康相談 延べ参加人数	人	80	130	200

④ 健康診査

健康診査は、疾病の早期発見、早期治療といった観点と壮年期からの生活習慣病の予防対策として、自分自身の生活習慣を見直す絶好の機会でもあり、健康づくりのきっかけとなるよう事業を展開・推進します。

また、ハイリスクアプローチとして介護の原因疾患を予防することが重要なため、健診後の生活、疾患指導の実施を推進します。

■健康診査の見込量■

指標名	単位	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
健康診査（特定健康診査） 受診率	%	38.0	40.0	42.0
健康診査（特定健康診査） 受診者数	人	1,140	1,160	1,176

⑤ 後期高齢者歯科健康診査

後期高齢者の口腔機能低下や誤嚥性肺炎などの疾病を予防し、健康の保持増進を図るため、歯科健診を実施します。

歯科検診の周知・啓発にあたっては、引き続き個人通知の送付を行います。

■後期高齢者歯科健康診査の見込量■

指標名	単位	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
後期高齢者歯科健康診査 受診率	%	2.0	2.5	3.0
後期高齢者歯科健康診査 受診者数	人	65	81	97

(3) 高齢者の社会参加

① シルバー人材センター

シルバー人材センターの会員の増員を図るとともに、高齢者個人の特技や適正に応じた職種をマッチングし高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進します。

高齢者の就労機会を拡大し、高齢者の能力を生かした地域社会づくりを進める活動を展開するとともに、これら活動への支援に努めます。

② 老人クラブ

高齢者の生きがいや健康づくりに向けて、誰もが気軽に参加できるよう老人クラブ等の高齢者の活動の場への参加促進を図り、各種グループ活動及びクラブ間交流や社会奉仕活動のほか、世代間交流等を促進します。

また、高齢者の幅広い研修活動等に対して支援を行い、広報等で老人クラブの新規加入者を募るなど、高齢者個々の社会参加の促進に努めます。

各種感染症流行時等、対面での活動が難しい場合に備え、パソコン等の機器を活用した会議や交流等を進め、活動継続及び感染拡大防止を踏まえた新しい形の老人クラブ活動を検討します。

③ 老人福祉センター

高齢者のさまざまな交流ができる場として、また、リラックス・リフレッシュスペースとして気軽に利用できるよう、老人福祉センターの機能充実に努めます。

また、老人福祉センターでの地域活動の状況を周知し、新規の高齢者の活動参加を促進します。

④ スポーツ活動事業

高齢者が気軽に参加して楽しめる「運動教室等」の開催により、一人ひとりの体力と関心に応じた高齢者の健康づくりを促進するとともに、生涯スポーツの活性化を通じて、世代を超えたコミュニティの形成を図ります。

基本目標3 「生活支援体制の充実」

(1) 高齢者等除雪サービス事業

町では、身体的・経済的な理由等により、冬期間自力で除雪ができない家庭に対して、生活用道路の確保のための除雪サービスを実施しています。事業の対象世帯は、ひとり暮らしの高齢者世帯や夫婦等高齢者のみの世帯等で、町が規定する収入要件以内の方となっています。

事業の利用が必要な方への支援が滞ることの無いよう、サービス事業の実施主体である余市町と除雪事業者による協議を行い、今後も継続してサービス提供を図ります。

(2) 高齢者の見守り活動の推進

ひとり暮らし高齢者などが地域の中で孤立しないよう、要支援者台帳システムなどを活用し、地域住民や関係機関・団体、民間事業所等の協力のもとに見守りや声かけ、訪問など、重層的な見守り体制の充実に努めます。

また、認知症高齢者がひとり歩きにより行方不明となった場合の捜索、あるいはひとり歩き高齢者を発見した場合の情報連絡や対応についても、SOS ネットワークの活用をはじめ、警察、公共交通機関、商店街、区会、民生委員協議会等と協議を行い、連携体制の確立に努めます。

(3) 安心できる住まいの確保

① 高齢者の居住の安定の確保

介護を必要とする高齢者やひとり暮らし高齢者が安心して日常生活を営むことができる住まいは、地域包括ケアシステムの基礎となるものです。

関係部局及び北海道との連携のもと、生活のニーズに合った住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活を実現できるよう、高齢者向けの居住系サービスの周知や、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に関する情報提供を行います。

■住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の定員等の見込量■

指標名	単位	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
住宅型有料老人ホーム数	箇所			5
住宅型有料老人ホームの定員	人			58
サービス付き高齢者向け住宅数	箇所			3
サービス付き高齢者向け住宅の定員	人			76

② 養護老人ホーム

本町には1か所の養護老人ホームがあり、生活環境上の理由や経済的理由により居宅で養護を受けることが困難な人の入所措置を行っています。

今後も入所者の処遇に関する計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練、その他の援助を行うとともに、入所者の高齢化に伴う重介護度対応、認知症対応はじめ、従来の見守り支援に留まらず、介護保険制度や障害者総合支援法に基づくサービスの提供を図り、社会的な援護を要する高齢者に対して必要な支援を行います。

また、ボランティアの受け入れや地域住民への施設開放にも積極的に取り組み、地域の高齢者や事業所と連携を強化し、地域福祉の拠点となるよう努めます。

■養護老人ホームの定員等の見込量■

指標名	単位	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
養護老人ホーム数	箇所			1
養護老人ホームの定員	人			80

(4) 生活支援の充実

① 日常生活自立支援事業

判断能力が不十分なためにサービスや資源の利用が難しく、また、日常の生活費の管理や財産管理ができないなど日常生活を営む上で不安を抱えている人を対象に、社会福祉協議会との連携のもと、本人の立場に立って適切な援助を行い、日常生活自立支援事業の利用を促進し、地域で安心して暮らせる環境づくりに努めます。

② 訪問配食サービス事業

ひとり暮らし高齢者等の低栄養状態の改善と配食時における安否の確認により、安心して日常生活を過ごすことができるよう、地域包括支援センターや在宅介護支援センターをはじめ、ケアマネジャーとの連携を図り、利用者の拡大を含めて関係機関とも十分協議を進めながらサービスの充実を図ります。

また、広報やホームページによる事業の周知を図ります。

■訪問配食サービス事業の見込量■

指標名	単位	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
訪問配食サービス 延べ登録者数	人	70	71	72
訪問配食サービス 年間配食数	食	5,100	5,150	5,200

③ 緊急通報システム事業

見守り支援が必要となるひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加する中で、緊急時の適切な対応や日常生活における介護・医療・福祉に関する各種相談、安否の確認を兼ねた声かけ連絡等による孤独感の解消を図り、高齢者が安心・安全に在宅生活を営むことができるよう、消防署、地区民生委員、社会福祉協議会をはじめ、地域住民との協力のもと、サービスの充実と拡大を図ります。

また、緊急通報システムが必要な方に本制度による支援が届くよう、制度周知に努めます。

■緊急通報システム事業の見込量■

指標名	単位	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
緊急通報システム 延べ登録者数	人	82	83	85

④ オムツ等支給事業

在宅で常時紙オムツ等を必要とする介護保険被保険者（ただし 2 号被保険者については要介護被保険者）を現に介護する方の経済的・身体的な負担に対する支援を行うため、社会福祉協議会によるオムツ等支給事業を実施します。

また、町と社会福祉協議会が連携し、支援を必要とする方の把握を図り、必要な支援が届くよう、制度周知に努めます。

■オムツ等支給事業の見込量■

指標名	単位	令和 6（2024）年度	令和 7（2025）年度	令和 8（2026）年度
オムツ等支給事業 登録者数	人	37	38	39
オムツ等支給事業 利用回数	回	370	380	390

⑤ 家族介護教室

高齢者などを介護している家族や近隣の援助者を含むケアラー支援を目的として、ケアラーが集い、介護方法や介護者の健康づくりなど、介護に役立つ知識を習得したり、介護者同士が気軽に交流し情報交換したりする場として、専門職等による家族介護教室の開催を検討します。

■家族介護教室の見込量■

指標名	単位	令和 6（2024）年度	令和 7（2025）年度	令和 8（2026）年度
家族介護教室の開催回数	回	2	3	3

(5) 権利擁護の推進

① 権利擁護業務

地域共生社会の実現に向け、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるように段階的に整備・運営の方針を立て、権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備を検討します。

また、「余市町わたしの人生ノート～大切な人に伝えたいこと～」を活用し、高齢者の意思や尊厳の尊重を図ります。

② 成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者の財産管理や身上監護等、権利擁護支援の総合的な事業の推進のために、成年後見制度を適切に活用していくことが必要となります。

関係機関・団体との連携を図りながら、制度の普及・啓発と利用促進に努めるとともに、身寄りのない人、身近に頼ることのできる方がいない人等、身元保証人がみつからない高齢者支援のガイドラインの作成を図るほか、申し立てを行うことが困難な場合等の支援について、市町村長申立てによる手続を進めるなど適切な支援に努めます。

③ 市民後見人の育成、支援組織の体制整備

成年後見制度における支援者の充実を図るため、市民後見人の養成を実施します。

また、市民後見人養成講座の終了者を対象として、後見に係る制度や法律の改正等実務的な知識を習得するフォローアップの機会を設け、市民後見人の資質向上に努めます。

■市民後見人の見込量■

指標名	単位	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
市民後見人の人数	人	10	10	11
フォローアップ研修の実施	—			実施

④ 高齢者への虐待防止

高齢者虐待の防止、早期発見・早期対応を図るため、研修やケース支援を通じ、関係機関との連携や介護保険サービス事業者等への周知を図ります。

また、警察や関係機関との連携により、困難化する虐待ケースへの対応や職員の専門性の向上に努めます。

(6) 災害・交通安全・防犯体制の充実

① 防災対策の推進

避難行動要支援者個々に対して実効性ある避難支援がなされるよう、避難支援等関係者と連携した個別計画を策定するとともに、避難のための情報伝達手段を確立し、避難に必要な情報が的確に伝達できる体制の構築に努めます。

また、要支援者台帳を関係者と共有し、災害発生時の避難支援や安否確認などに役立てるほか、災害時、避難所において高齢者が不安なく避難所生活を送ることができるよう、余市町地域防災計画に基づき、関係部署と連携を図りながら避難所の環境整備に努めます。

② 交通安全教育・啓発の推進

交通安全活動は高齢者も含めすべての住民が個々に安全意識を持つ意識づけが重要です。

高齢者を対象とした講話を地域で開催して交通安全への意識を高めるなど地道な取組を継続し、高齢者の事故防止に努めます。

また、高齢者の免許返納に係る手続きの手数料を補助し、運転に不安のある高齢者の免許返納を促進します。

③ 消費者被害などの防止の推進

消費生活センターや警察署等関係団体等と連携し、認知症カフェ等高齢者が集まる場を活用したミニ講話を開催し、被害防止を図ります。

広報や区会回覧板を活用し、訪問販売や悪質商法に関する注意喚起や被害予防の啓発を行うとともに、消費者被害相談窓口等の周知徹底により、被害の早期解決、拡大防止を図ります。

基本目標 4 「認知症施策の推進」

(1) 認知症の予防と認知症の人に関する理解の促進

① 認知症サポーターの養成

認知症サポーターを1人でも多く増やし、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、一般町民対象の認知症サポーター養成講座、企業等の従業員を対象とした認知症サポーター養成講座を開催するほか、町内の全小中学校を対象とした認知症キッズサポーター養成講座の開催について検討します。

さらに、認知症サポーター養成講座受講後に活動する場の確保に向けて、認知症サポーターを中心としたボランティアチーム（チームオレンジ）を設置し、見守り・話し相手・外出支援など、認知症の人やその家族のニーズに合った支援体制の構築を目指します。

その他、企業等との協働により、「認知症にやさしい店」（仮称）制度の導入を検討します。

■ 認知症サポーター養成事業等の見込量 ■

指標名	単位	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
チームオレンジのチーム数	チーム	1	1	1
認知症サポーターの人数	人	1,450	1,600	1,800

② 認知症初期集中支援事業の推進

認知症の進行具合や状態に応じて、いつ・どこで・どのような医療・介護・福祉サービスを利用できるのかをわかりやすく示した「認知症ケアパス」を活用し、支援者が認知症の初期の段階から関わるができるよう取り組むとともに、医療機関等と連携して症状や段階に合わせた相談支援体制の構築を図ります。

また、研修会や各種団体の会合時、認知症サポーター養成講座の際に、「認知症ケアパス」の配布・説明を行い、認知症に関する正しい理解を図ります。

さらに、認知症初期集中支援事業の対象者として、認知症が疑われる人または認知症の人で医療・介護サービスを受けていない人等の要件に該当する人をサポートするための認知症初期集中支援チーム体制を充実します。

■ 認知症初期集中支援事業の見込量 ■

指標名	単位	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
認知症初期集中支援チーム数	チーム	1	1	1

(2) 相談体制の充実

① 認知症の方やその家族への支援の充実

認知症になっても、自分らしい暮らしが継続できるよう、地域包括支援センター、在宅介護支援センターや町の相談体制の周知を徹底するほか、認知症地域支援推進員による家族の会の活動支援、金融機関や商工会議所の会員企業等の民間事業者への協力の呼びかけなど、地域における見守り支援の充実を図ります。

また、認知症高齢者とその家族が、地域の中で孤立することなく安心して生活できるよう、認知症の人やその家族をはじめ、誰でも自由に参加でき、情報交換やリフレッシュできる集いの場として「認知症カフェ」を開催するとともに、チームオレンジによる当事者支援に努めます。

■認知症カフェの見込量■

指標名	単位	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
認知症カフェ設置数	箇所	3	3	4

② 認知症専門医療機関との連携

医療・介護専門職同士が連携し、認知症の容態に応じて、適時・適切なサービスが提供されるよう在宅医療・介護連携推進事業等の取り組みを推進し、認知症に関する課題を把握し、認知症になっても安心した在宅生活を送ることができるよう、支援体制の強化を図ります。

(3) 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

① 成年後見制度利用支援事業（再掲）

認知症高齢者の財産管理や身上監護等、権利擁護支援の総合的な事業の推進のために、成年後見制度を適切に活用していくことが必要となります。

関係機関・団体との連携を図りながら、制度の普及・啓発と利用促進に努めるとともに、身寄りのない人、身近に頼れる人がいない等、申し立てを行うことが困難な場合等の支援について、市町村長申立てによる手続を進めるなど、適切な支援に努めます。

第7章 介護保険事業の見込み

1. 居宅サービスの見込量

(1) 介護予防

要支援認定者（要支援1～2）の利用を対象としたサービスの見込量は次のとおりです。

① 介護予防サービス

		第9期計画			中長期的推計			
		令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度	令和8(2026) 年度	令和22(2040) 年度			
介護予防サービス		現在算定中						
介護予防訪問入浴介護	回数(回)							
	人数(人)							
介護予防訪問看護	回数(回)							
	人数(人)							
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)							
	人数(人)							
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)							
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)							
介護予防短期入所生活介護	日数(日)							
	人数(人)							
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)							
	人数(人)							
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)							
	人数(人)							
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)							
	人数(人)							
介護予防福祉用具貸与	人数(人)							
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)							
介護予防住宅改修	人数(人)							
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)							

※ 現在、本町では提供されていないサービスについても見込量の算定対象となります。

② 地域密着型介護予防サービス

		第9期計画			中長期的推計			
		令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度	令和8(2026) 年度	令和22(2040) 年度			
地域密着型介護予防サービス		現在算定中						
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)							
	人数(人)							
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)							
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)							

※ 現在、本町では提供されていないサービスについても見込量の算定対象となります。

③ 介護予防支援

		第9期計画			中長期的推計
		令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	令和22(2040)
		年度	年度	年度	年度
介護予防支援	人数(人)	現在算定中			

(2) 介護サービス

要介護認定者（要介護1～5）の利用を対象としたサービスの見込量は次のとおりです。

① 居宅サービス

		第9期計画			中長期的推計
		令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	令和22(2040)
		年度	年度	年度	年度
居宅サービス		現在算定中			
訪問介護	回数(回) 人数(人)				
訪問入浴介護	回数(回) 人数(人)				
訪問看護	回数(回) 人数(人)				
訪問リハビリテーション	回数(回) 人数(人)				
居宅療養管理指導	人数(人)				
通所介護	回数(回) 人数(人)				
通所リハビリテーション	回数(回) 人数(人)				
短期入所生活介護	日数(日) 人数(人)				
短期入所療養介護(老健)	日数(日) 人数(人)				
短期入所療養介護(病院等)	日数(日) 人数(人)				
短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日) 人数(人)				
福祉用具貸与	人数(人)				
特定福祉用具購入費	人数(人)				
住宅改修費	人数(人)				
特定施設入居者生活介護	人数(人)				

※ 現在、本町では提供されていないサービスについても見込量の算定対象となります。

② 地域密着型サービス

		第9期計画			中長期的推計
		令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度	令和8(2026) 年度	令和22(2040) 年度
地域密着型サービス		現在算定中			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)				
夜間対応型訪問介護	人数(人)				
地域密着型通所介護	回数(回)				
	人数(人)				
認知症対応型通所介護	回数(回)				
	人数(人)				
小規模多機能型居宅介護	人数(人)				
認知症対応型共同生活介護	人数(人)				
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)				
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)				

※ 現在、本町では提供されていないサービスについても見込量の算定対象となります。

③ 施設サービス

		第9期計画			中長期的推計
		令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度	令和8(2026) 年度	令和22(2040) 年度
施設サービス		現在算定中			
介護老人福祉施設	人数(人)				
介護老人保健施設	人数(人)				
介護医療院	人数(人)				

※ 現在、本町では提供されていないサービスについても見込量の算定対象となります。

④ 居宅介護支援

		第9期計画			中長期的推計
		令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度	令和8(2026) 年度	令和22(2040) 年度
居宅介護支援	人数(人)	現在算定中			

2. 地域密着型サービスの整備計画

第9期計画の期間中には新たな施設整備はありませんが、住み慣れた地域で十分なサービスが受けられるよう、既存のサービス提供体制の充実に努めます。

3. 総給付費

(1) 介護予防給付費

(単位：千円)

	第9期計画			中長期的推計				
	令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度	令和8(2026) 年度	令和22(2040) 年度				
(1) 介護予防サービス	現在算定中							
介護予防訪問入浴介護								
介護予防訪問看護								
介護予防訪問リハビリテーション								
介護予防居宅療養管理指導								
介護予防通所リハビリテーション								
介護予防短期入所生活介護								
介護予防短期入所療養介護（老健）								
介護予防短期入所療養介護（病院等）								
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)								
介護予防福祉用具貸与								
特定介護予防福祉用具購入費								
介護予防住宅改修								
介護予防特定施設入居者生活介護								
(2) 地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型通所介護								
介護予防小規模多機能型居宅介護								
介護予防認知症対応型共同生活介護								
(3) 介護予防支援								
合計								

※ 端数処理により合計が一致しないことがあります。

※ 現在、本町では提供されていないサービスについても給付費見込の算定対象となります。

(2) 介護給付費

(単位：千円)

	第9期計画			中長期的推計
	令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度	令和8(2026) 年度	令和22(2040) 年度
(1) 居宅サービス	現在算定中			
訪問介護				
訪問入浴介護				
訪問看護				
訪問リハビリテーション				
居宅療養管理指導				
通所介護				
通所リハビリテーション				
短期入所生活介護				
短期入所療養介護（老健）				
短期入所療養介護（病院等）				
短期入所療養介護（介護医療院）				
福祉用具貸与				
特定福祉用具購入費				
住宅改修費				
特定施設入居者生活介護				
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
夜間対応型訪問介護				
地域密着型通所介護				
認知症対応型通所介護				
小規模多機能型居宅介護				
認知症対応型共同生活介護				
地域密着型特定施設入居者生活介護				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
看護小規模多機能型居宅介護				
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設				
介護老人保健施設				
介護医療院				
(4) 居宅介護支援				
合計				

※ 端数処理により合計が一致しないことがあります。

※ 現在、本町では提供されていないサービスについても給付費見込の算定対象となります。

現在算定中